

1

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

ひとり親家庭の親は、子育てと生計という二人分の役割を一人で担わなければならない、子育て、家事、仕事等の生活全般で様々な困難を抱えています。

ひとり親家庭になった前後の就労状況の比較では、母子家庭の母は家計を支えるために就業率が上がり、父子家庭の父は子育ての時間を確保するために就業率が下がるというデータもあり、ひとり親家庭になった直後からあらゆる面で生活が大きく変化をしています。

また、平成28年国民生活基礎調査では、ひとり親家庭の相対的貧困率が50.8%という結果が出ており、ひとり親家庭の多くが経済的に困難な状況にあることが数値としても明らかになっています。

母子家庭においては、就業経験が少ないことや、就業していても結婚、出産等による就業の中断などによって、就職や再就職に困難を伴うことが多く、結果、就業率は高いものの正規雇用の割合が低いという特徴があります。

父子家庭においては、子育てや家事への悩みを抱えている方が多くいるほか、困ったときの相談相手がいないといった特徴があります。

また、離婚を原因とするひとり親家庭では、養育費を受け取ることが子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいないのが実態です。

子どもにとって、親との死別、離別という経験は、精神面に与える影響が大きく、また、生活環境の変化や金銭的な課題もあって、ひとり親家庭の子どもは、学習や進学に対する不安や生活での悩みを抱えがちであることから、成長過程における不安等に対する十分な配慮も必要とされています。

このように、ひとり親家庭等が抱える問題は多岐にわたることが多いことから、それぞれの状況に応じた、きめ細かで総合的な支援が求められています。

札幌市では、こうした状況を受け、母子及び父子並びに寡婦福祉法や、それに基づく国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）等を踏まえ、「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、計画に基づいたひとり親家庭等に対する総合的な支援施策を進めてきました。

本計画は、第4次計画となります。

計画策定の経過

第1次計画	平成17年度～平成19年度
第2次計画	平成20年度～平成24年度
第3次計画	平成25年度～平成29年度
第4次計画	平成30年度～平成34年度

2 計画期間

平成30年度(2018年度)～平成34年度(2022年度)

計画期間中であっても、国のひとり親家庭等への支援施策の動向や社会経済情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 計画の位置付け

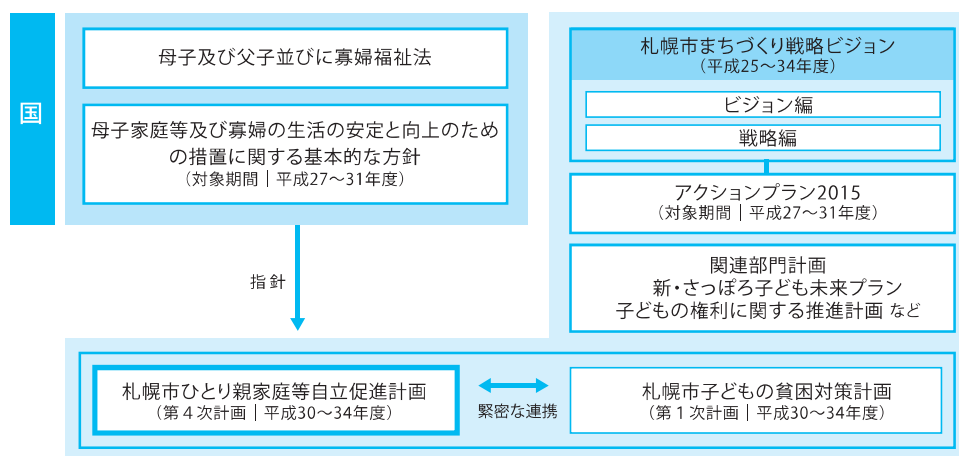
本計画は、前計画(平成25年度～平成29年度)の終了を受け、引き続き、ひとり親家庭等に対する総合的な支援施策を推進するために、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条及び国の基本方針に基づき策定するものです。

札幌市のまちづくりの総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン(平成25年度～平成34年度)」の個別計画に位置付けられるほか、札幌市の子ども施策に係る総合的な計画である「新・さっぽろ子ども未来プラン(平成27年度～平成31年度)」のほか、「札幌市子どもの権利に関する推進計画(平成27年度～平成31年度)」等と連動しながら、計画を進めていきます。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律や、それに基づく国の「子供の貧困対策に関する大綱」等を踏まえて策定された「札幌市子どもの貧困対策計画」とは、支援の対象者や支援策が重なる部分が多くあるため、緊密な連携を図る関係にあります。

併せて、札幌市における障がい者施策と障害福祉サービス等の更なる充実を目的として策定された「さっぽろ障がい者プラン2018」に掲載されている取組の推進にも配慮する必要があります。

他計画との関連図



4 用語の定義

本計画における用語は、次のとおり定義をします。

| 用語の定義

母子家庭	離婚や死別等により配偶者のない女子が20歳未満の児童を扶養している家庭
父子家庭	離婚や死別等により配偶者のない男子が20歳未満の児童を扶養している家庭
寡婦	配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのある人
母子家庭等	母子家庭及び寡婦
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	ひとり親家庭及び寡婦

※ここでの「児童」の定義は、母子及び父子並びに寡婦福祉法によりますが、児童扶養手当制度上は、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者又は20歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある者」とされています。

| 引用している調査

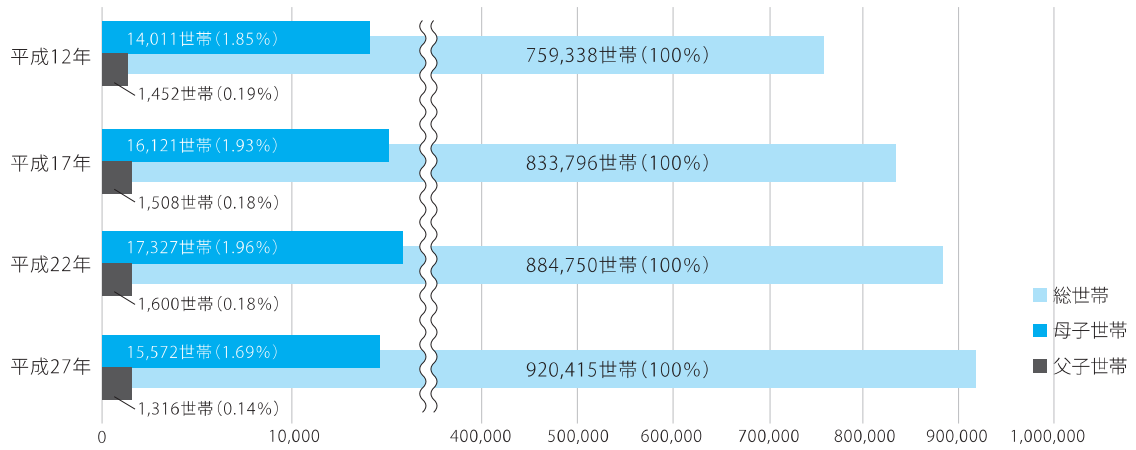
本計画中、特に注記のない統計及び図は、札幌市のアンケート調査(12ページ参照)によるものです。

2

第2章 ひとり親家庭の動向

ひとり親家庭の世帯数

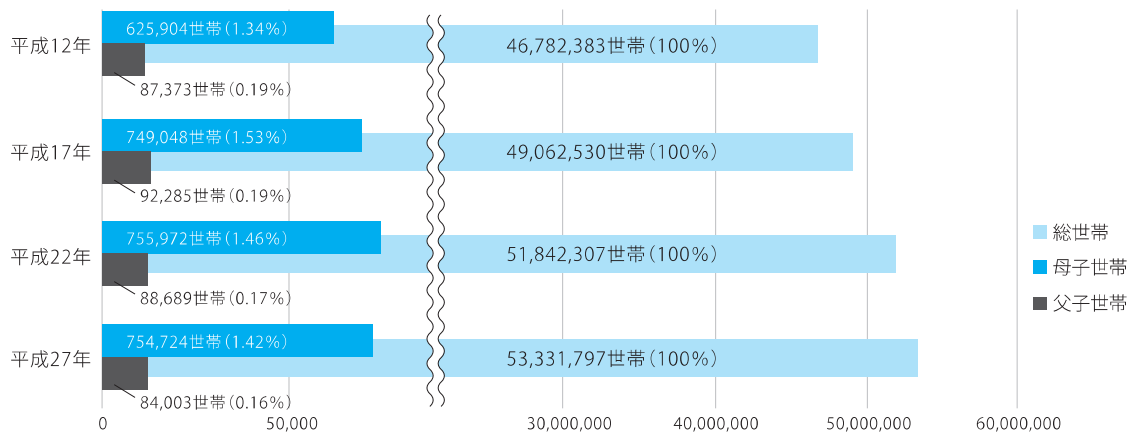
図 1-1 札幌市の総世帯数と母子世帯及び父子世帯の数



※母子世帯及び父子世帯は、親と未婚の20歳未満の子のみからなる世帯

(資料:「国勢調査」)

図 1-2 全国の総世帯数と母子世帯及び父子世帯の数



※母子世帯及び父子世帯は、親と未婚の20歳未満の子のみからなる世帯

(資料:「国勢調査」)

解説

- 札幌市の母子世帯は、平成27年が15,572世帯(総世帯比1.69%)で、前回調査の平成22年と比較すると世帯数で1,755世帯、率で0.27ポイントの減となっており、父子世帯は、平成27年が1,316世帯(総世帯比0.14%)で、平成22年と比較すると世帯数で284世帯、率で0.04ポイントの減となっています。
- 全国の母子世帯は、平成27年が754,724世帯(総世帯比1.42%)で、前回調査の平成22年と比較すると世帯数で1,248世帯、率で0.04ポイントの減となっており、父子世帯は、平成27年が84,003世帯(総世帯比0.16%)で、平成22年と比較すると世帯数で4,686世帯、率で0.01ポイントの減となっています。

離婚件数及び離婚率

図 2-1 札幌市の離婚件数及び離婚率

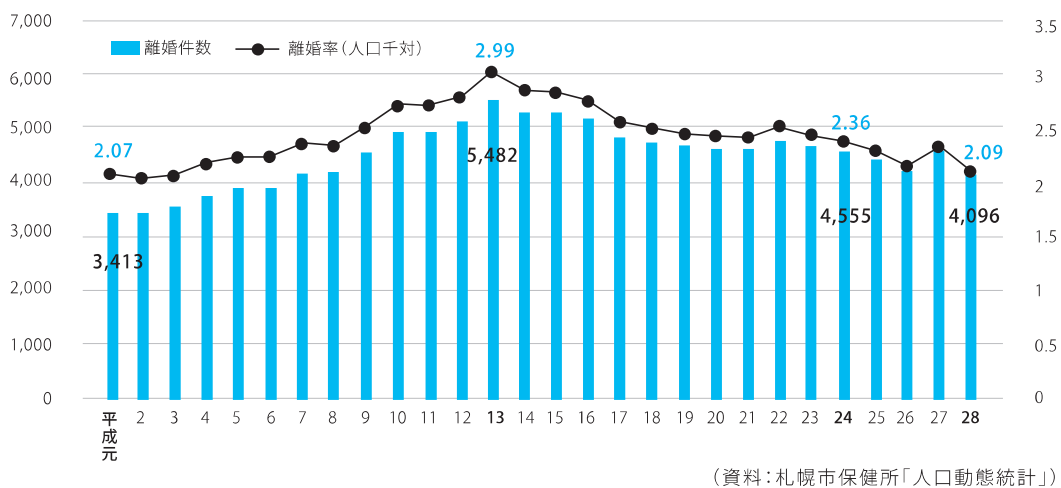
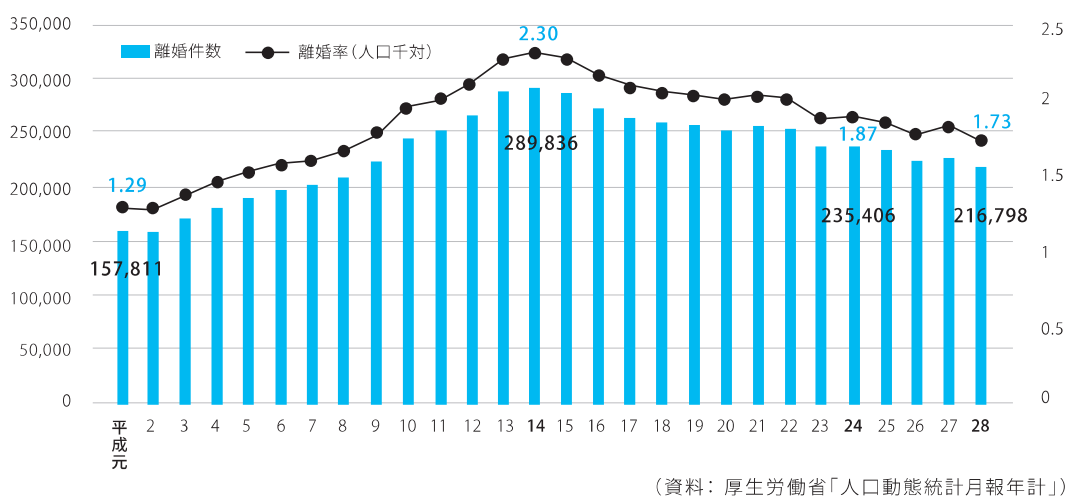


図 2-2 全国の離婚件数及び離婚率



解説

- 札幌市の離婚件数及び離婚率は、平成13年をピークに微減又は横ばいで推移していますが、平成28年では4,096件(総人口比2.09%)となっており、前計画策定時の平成24年と比較すると件数で459件、率で0.27ポイントの減となっています。
- 全国の離婚件数及び離婚率は、平成14年をピークに微減又は横ばいで推移していますが、平成28年では216,798件(総人口比1.73%)となっており、前計画策定時の平成24年と比較すると件数で18,608件、率で0.14ポイントの減となっています。
- 例年、札幌市の離婚率は全国の離婚率を上回っており、平成28年では、札幌市が2.09%であるのに対して、国は1.73%と、0.36ポイントの差があります。

20歳未満人口等

図3-1 札幌市の総人口と20歳未満人口

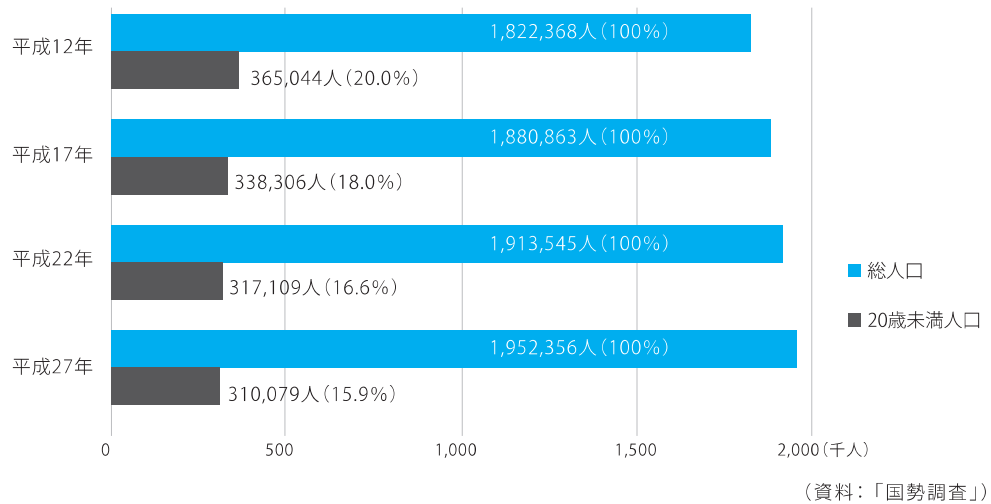
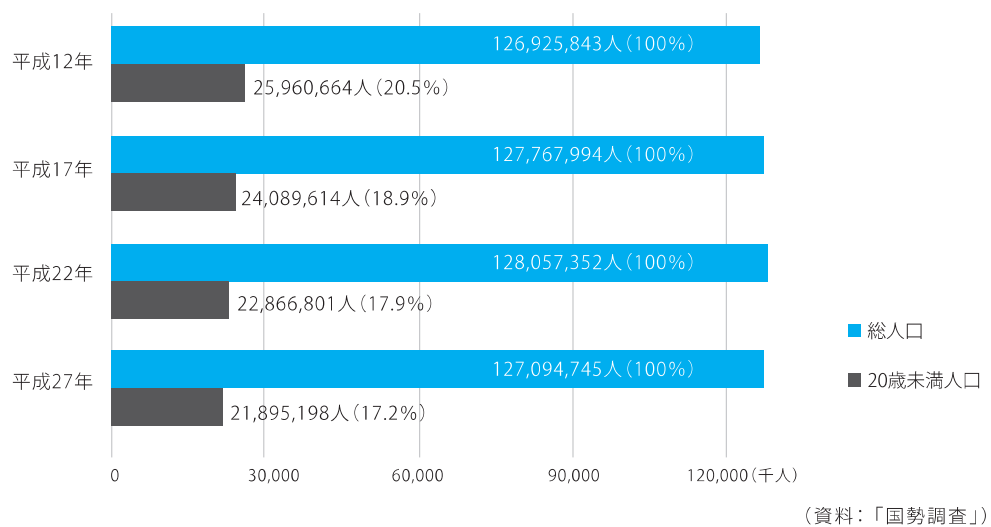


図3-2 全国の総人口と20歳未満人口

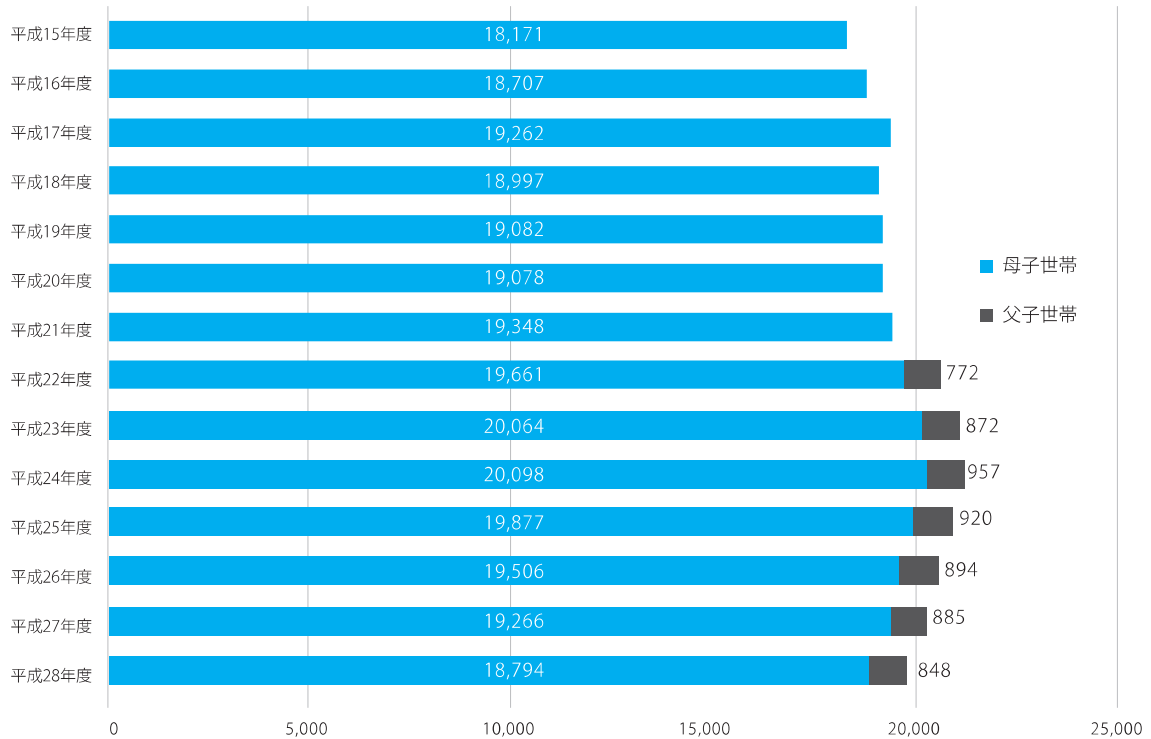


解説

- 札幌市の20歳未満人口は、平成27年が310,079人(総人口比15.9%)で、前回調査の平成22年と比較すると人数で7,030人、率で0.7ポイントの減となっています。
- 全国の20歳未満人口は、平成27年が21,895,198人(総人口比17.2%)で、前回調査の平成22年と比較すると人数で971,603人、率で0.7ポイントの減となっています。
- 札幌市、全国とも減少傾向にありますが、平成12年からの比較を見ると減少傾向は札幌市でより顕著に表れています。

Ⅰ 児童扶養手当受給者数

図4 札幌市の児童扶養手当受給者数



(資料：札幌市「児童扶養手当受給者数の年度別実績調べ」)

※ 児童扶養手当制度上の「児童」は、「18歳に達する日以後最初の3月31日までにある者又は20歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある者」とされている。

※ 父母のいずれにも養育されていない場合(祖父母に養育されている場合等)は、「母子世帯」に含む。

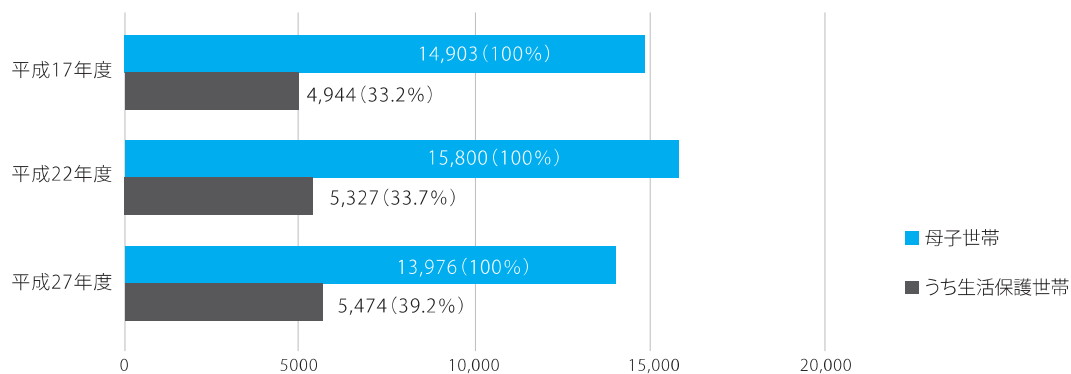
※ 平成22年度から受給対象が父子世帯にも拡大

Ⅱ 解説

- 児童扶養手当の受給者数は、母子世帯では、平成23年度に20,000件を超えましたが、平成24年度をピークに減少傾向に転じています。
- また、平成22年度から受給対象となった父子家庭についても、平成24年度をピークに減少傾向に転じています。
- なお、国勢調査における世帯数(図1-1)と差が生じていますが、これは、児童扶養手当が祖父母等の親族と同居する場合も支給対象としていることによるものです。

生活保護受給者数

図5 札幌市の生活保護を受けている母子世帯の数



(資料: 母子世帯「国勢調査」、生活保護世帯「札幌市生活保護統計月報(年度平均)」)

※ ここでの母子世帯は、母親と未婚の18歳未満の子のみからなる世帯

解説

- 生活保護を受けている母子世帯は、平成27年度は5,474世帯で母子世帯全体の39.2%となっています。
- 前回調査の平成22年度と比べると世帯数で147世帯、率で5.5ポイントの増となっており、世帯数、割合共に増加しています(ただし、生活保護を受けている母子世帯の数自体は平成24年度の5,754世帯をピークに減少傾向に転じています)。

3

第3章 ひとり親家庭等の現状と課題

1 アンケート調査について

本計画の策定にあたり、札幌市におけるひとり親家庭等の生活全般の状況や意識について把握するため、市内の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を対象に「ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」を実施しました。

調査目的

札幌市のひとり親家庭等の生活と意識に関する現状を把握し、本計画の策定のための基礎データとする。

調査期間

平成29年8月22日(火)～平成29年9月4日(月)

調査対象世帯

札幌市内に居住するひとり親家庭等から無作為に抽出した3,400世帯
(母子家庭2,500世帯、父子家庭500世帯、寡婦400世帯)

調査方法

郵送により実施

回答状況

	調査対象	回答数	回答率
母子家庭	2,500人	874人	35.0%
父子家庭	500人	154人	30.8%
寡婦	400人	191人	47.8%
計	3,400人	1,219人	35.9%

結果概要

	母子世帯		父子世帯	
	札幌市	全国	札幌市	全国
1 世帯数	15,572 世帯 (17,327 世帯)	754,724 世帯 (755,972 世帯)	1,316 世帯 (1,600 世帯)	84,003 世帯 (88,689 世帯)
2 ひとり親になった理由	離婚 89.1% (91.3%) 未婚 9.2% (7.1%) 死別 0.8% (1.3%)	離婚 79.5% (80.8%) 未婚 8.7% (7.8%) 死別 8.0% (7.5%)	離婚 89.6% (77.5%) 未婚 0.6% (1.8%) 死別 7.8% (19.5%)	離婚 75.6% (74.3%) 未婚 0.5% (1.2%) 死別 19.0% (16.8%)
3 就労状況	83.8% (80.3%)	81.8% (80.6%)	85.1% (83.4%)	85.4% (91.3%)
内正規雇用	35.2% (36.2%)	44.2% (39.4%)	58.8% (54.6%)	68.2% (67.2%)
内自営業	3.1% (2.8%)	3.4% (2.6%)	16.8% (19.1%)	18.2% (15.6%)
内パート・アルバイト	40.4% (46.3%)	43.8% (47.4%)	7.6% (14.9%)	6.4% (8.0%)
4 年間収入	300万円未満の割合 71.3% (74.2%)	平均収入 348 万円 (291万円)	300万円未満の割合 59.7% (53.2%)	平均収入 573 万円 (455万円)
5 年間就労収入	200万円未満の割合 62.8% (66.2%)	平均収入 200 万円 (181万円)	20万円未満の割合 37.0% (34.4%)	平均収入 398 万円 (360万円)
6 親の年齢	20歳代 7.4% 30歳代 37.5% 40歳代 44.1% 50歳代 9.2%	20歳代 7.8% 30歳代 30.2% 40歳代 48.0% 50歳代 11.5%	20歳代 1.9% 30歳代 27.3% 40歳代 46.8% 50歳代 22.7%	20歳代 3.2% 30歳代 19.8% 40歳代 44.0% 50歳代 25.2%
7 世帯構成	本人と子 68.2% 本人と子と親 17.3%	本人と子 61.3% 本人と子と親 27.7%	本人と子 69.5% 本人と子と親 20.1%	本人と子 44.4% 本人と子と親 44.2%
8 子どもの数	1人 53.3% 2人 33.8% 3人 10.4%	——	1人 49.4% 2人 33.1% 3人 13.0%	——

※「1」の数値は「平成27年度国勢調査」(カッコ内は平成22年度)に基づく。

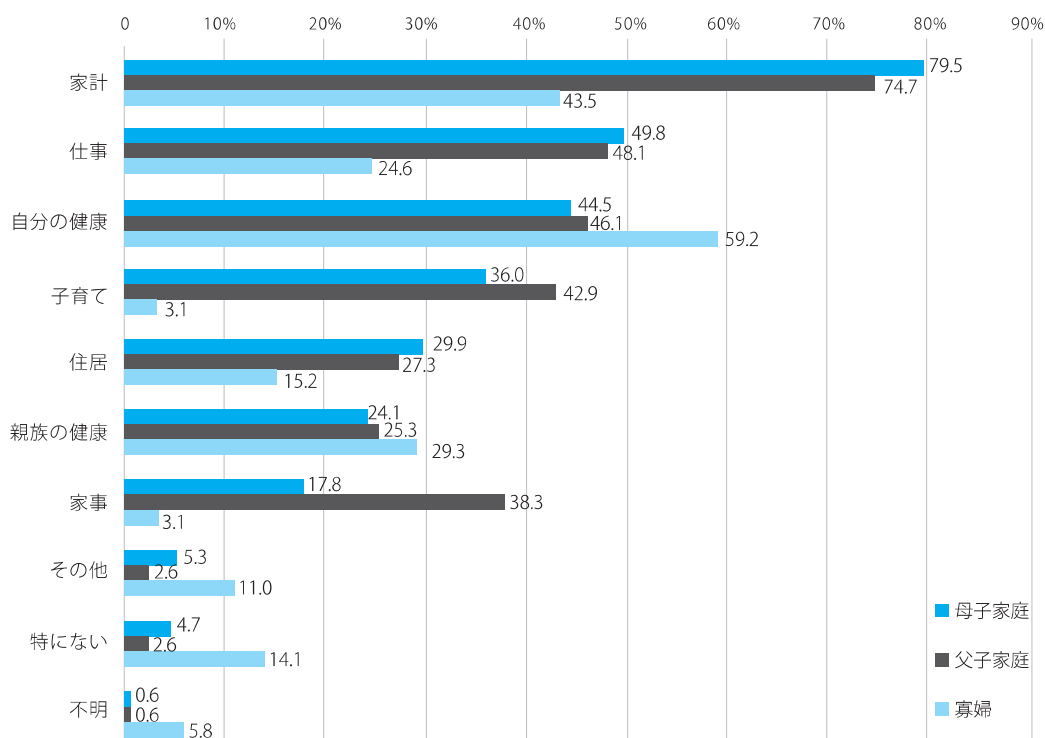
※「2」～「7」における全国の数値は「平成28年度全国母子世帯等実態調査」(カッコ内は平成23年度)に基づく。

※札幌市の数値のうちカッコ内は前回調査(平成24年度)の結果

2 ひとり親家庭等の現状と課題

生活への不安や悩みなど

図6 現在困っていること



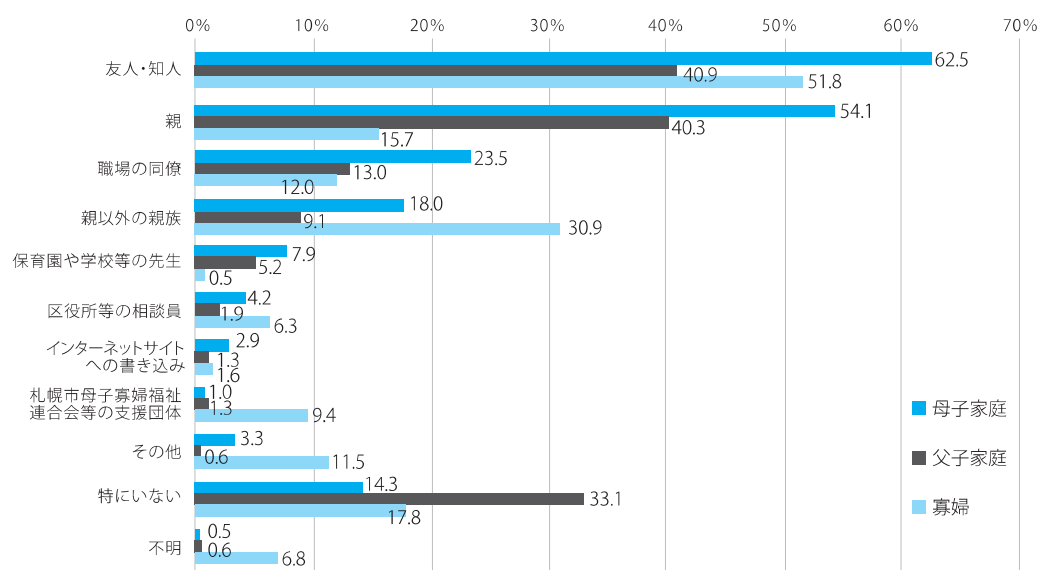
前回調査との比較(現在困っていることについて)

		1位	2位
母子家庭	前回(H24年度)	家計(76.8%)	仕事(45.7%)
	今回(H29年度)	家計(79.5%)	仕事(49.8%)
父子家庭	前回(H24年度)	家計(65.2%)	仕事(48.2%)
	今回(H29年度)	家計(74.7%)	仕事(48.1%)
寡婦	前回(H24年度)	自分の健康(60.5%)	家計(39.5%)
	今回(H29年度)	自分の健康(59.2%)	家計(43.5%)

現状

- 現在困っていることについて、母子家庭及び父子家庭では、「家計」と回答した割合が最も高く、次いで「仕事」となっています。
- 寡婦では、「自分の健康」と回答した割合が最も高く、次いで「家計」となっています。
- これらは、前回調査(平成24年度)と同じ順番になっています。

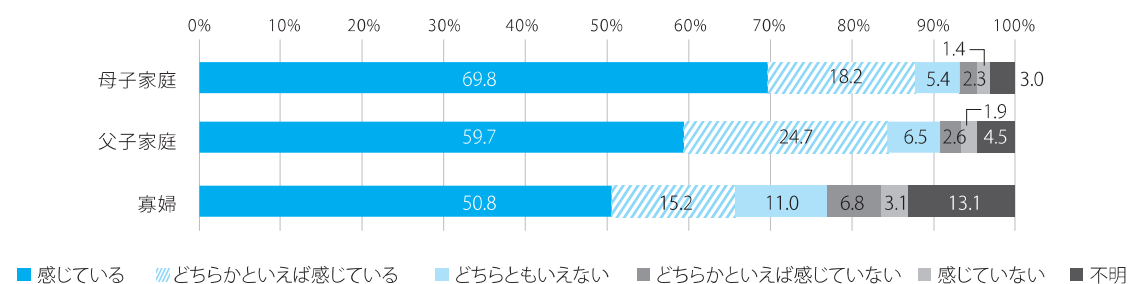
図7 困ったときや悩みの相談相手



現状

- 困ったときや悩みの相談相手について、母子家庭、父子家庭、寡婦とも「友人・知人」と回答した割合が最も高くなっています。
- 父子家庭では、「特にいない」と回答した割合が30%を超えています。
- 区役所の相談員などの公的機関を相談相手としている割合は、いずれも10%未満となっています。

図8-1 今後の生活への不安



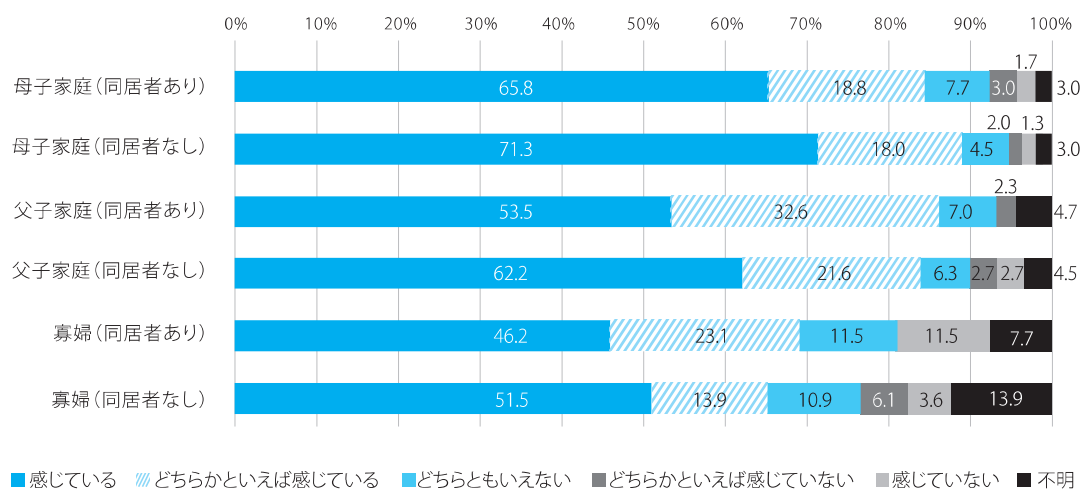
前回調査との比較(不安について「感じている」又は「どちらかといえば感じている」と答えた割合)

	母子家庭	父子家庭	寡婦
前回(H24年度)	94.0%	91.2%	84.2%
今回(H29年度)	88.0%	84.4%	66.0%

現状

- 今後の生活への不安について、母子家庭の88.0%、父子家庭の84.4%、寡婦の66.0%が、「感じている」又は「どちらかといえば感じている」と回答しています。
- 「感じている」又は「どちらかといえば感じている」と回答した割合は、いずれも前回調査より低くなっています。

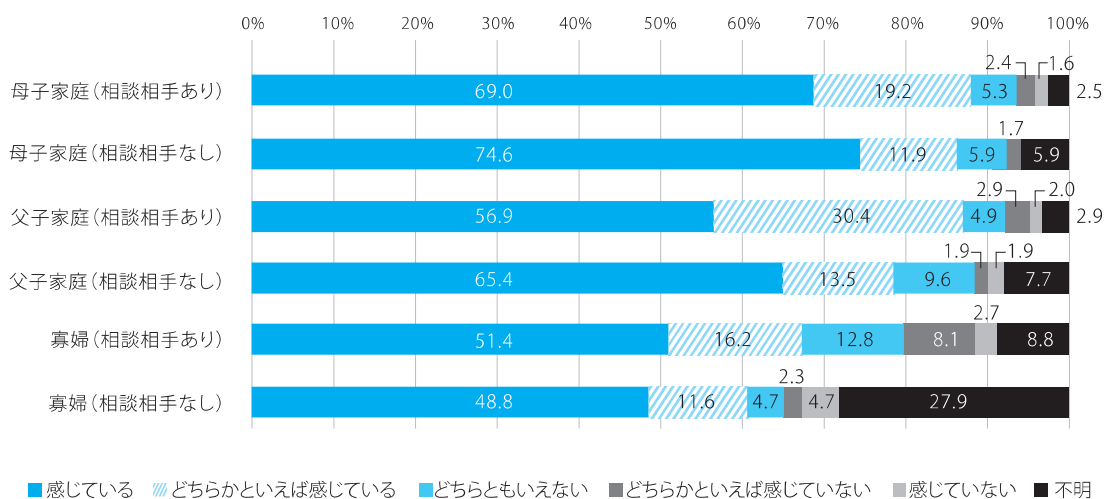
図 8-2 今後の生活への不安(子以外の同居者の有無別)



現状

- 今後の生活への不安を「子以外の同居者の有無」別に見ると、同居者のいない人に「不安を感じている」と回答する割合が高い傾向にあります。

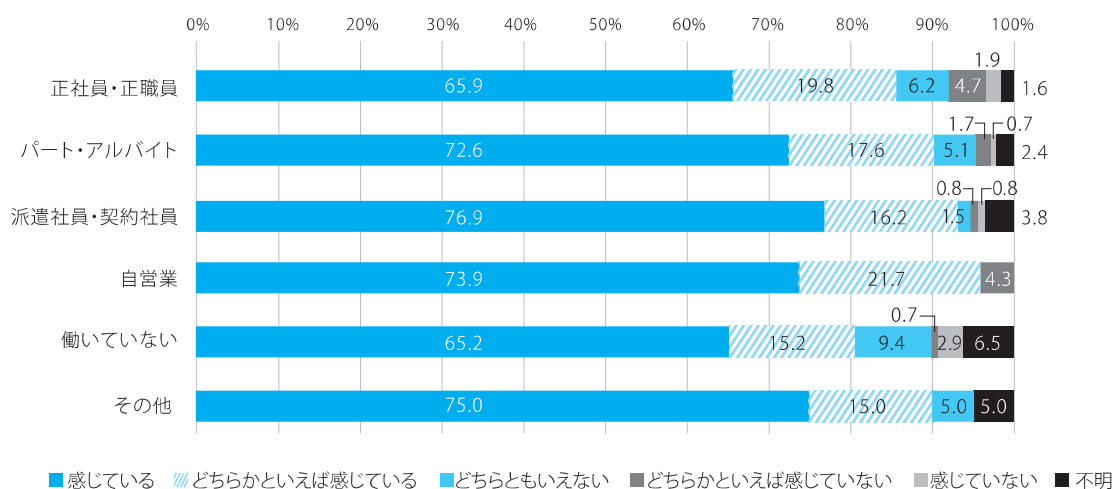
図 8-3 今後の生活への不安(相談相手の有無別)



現状

- 「今後の生活への不安」を相談相手の有無別に見ると、相談相手のいない人に「不安を感じている」と回答する割合が高い傾向にあります。

図8-4 今後の生活への不安(母子家庭・雇用形態別)



現状

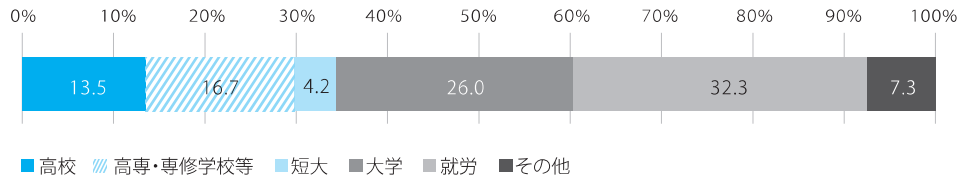
- 今後の生活への不安を母子家庭の雇用形態別に見ると、「正社員・正職員」と比較して、「パート・アルバイト」及び「派遣社員・契約社員」は、「不安を感じている」と回答する割合が高い傾向にあります。
- また、図には掲載していませんが、父子家庭及び寡婦も同様の傾向となっています。

✓ アンケート調査結果から見えた課題(生活への不安や悩みなど)

- 雇用や身分の不安定さが今後の生活への不安につながっていることから、安定した職への就労支援の取組を推進する必要があります(図8-4)。
- 現在困っていることについて、家計や仕事の割合が高いことから、就労支援のほか、各種手当や貸付金などによる経済的な支援を行う必要があります(図6)。
- 同居者のいない人、相談相手のいない人に不安を感じる割合が高いことから、気軽に相談できる体制を充実させる必要があります(図8-2、図8-3)。
- 父子家庭が現在困っていることでは、子育てや家事といった男性ならではの特徴が見られることから、父子家庭が気軽に相談できる体制を充実させる必要があります(図6)。
- 困ったときや悩みの相談相手がない割合が高い一方で、区役所の相談員や札幌市母子寡婦福祉連合会(ひとり親家庭支援センター)などの公的機関が相談相手になっている割合が低いことから、相談窓口の認知度を高める必要があります(図7)。
- 寡婦が現在困っていることでは、健康に関することが上位にあることから、日常生活への支援や相談体制を充実させる必要があります(図6)。

子の就学・就労の状況

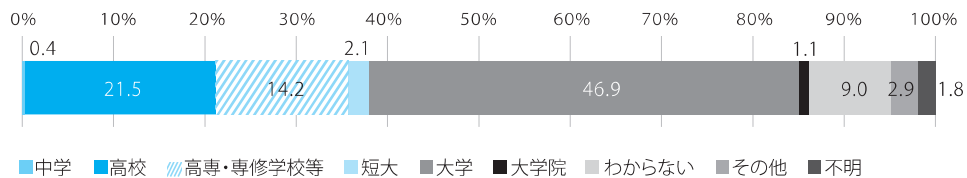
図9 就学・就労状況(18～19歳世代)



現状

- 大学の1、2年生に当たる18～19歳の就学・就労状況では、「就労」と回答した割合が最も高く、次いで「大学」、「高専・専修学校等」となっています。

図10 子に期待する最終学歴



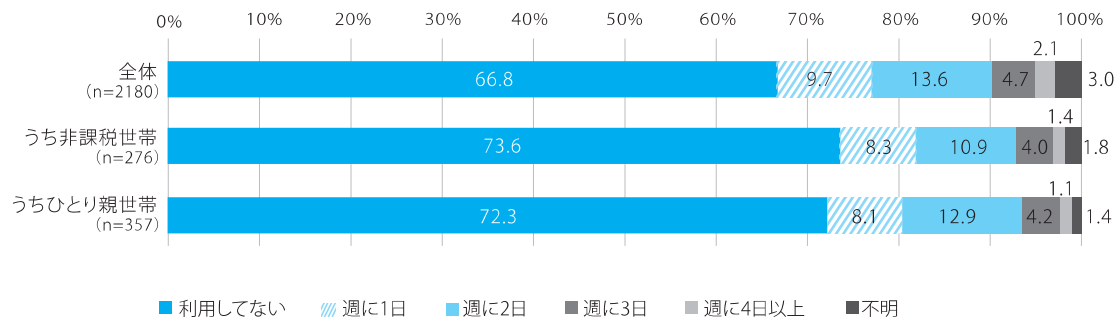
現状

- 子に期待する最終学歴では、「大学」と回答した割合が最も高く、次いで「高校」、「高専・専修学校等」となっています。

参考

- 平成29年度学校基本調査の結果では、一般世帯の進学割合は、大学が49.6%、短大が5.2%となっています。

図11 学習塾や家庭教師の利用(小5、中2、高2)



(資料：平成28年度札幌市子ども・若者生活実態調査)

現状

- 学習塾や家庭教師の利用について、ひとり親家庭は、全体と比較して、利用割合が低い傾向にあります。

✓ アンケート調査結果から見えた課題（子の就学・就労の状況）

- 大学進学を期待する割合や一般世帯の大学進学率に対し、ひとり親家庭の18～19歳世代の大学進学割合は低く、期待と現実に乖離が生じています（図9、図10）。
- ひとり親家庭は、学習塾や家庭教師を利用している割合が低いことから、金銭的な事情で進学を諦めることや、学校の勉強についていけなくなるような、貸付金や学習支援などによる進学のための支援が必要となります（図11）。
- 進学にあたっては、経済的な支援だけでなく、子どもの成長段階に応じた、しつけや学習支援、非行へのフォローなどが重要です（検討協議会意見）。
- 子ども自身が将来を見据えて進路を考えることができるよう、身近なモデルとなる大学生などと接する機会を創出する必要があります（検討協議会意見）。

子に関すること

図12 子どもの日中の過ごし方

	1位	2位	3位
就学前	保育施設(69.4%)	幼稚園(14.5%)	自宅(12.4%)
小学校低学年	児童会館・児童クラブ(55.5%)	自宅(28.9%)	祖父母宅(6.6%)
小学校高学年	自宅(67.3%)	児童会館・児童クラブ(14.5%)	祖父母宅(5.9%)
中学生	自宅(60.4%)	部活動(29.9%)	習い事・塾(3.0%)
高校生	自宅(53.1%)	部活動(31.9%)	習い事・塾(2.1%)

現状

- 子どもの日中の過ごし方について、就学前では「保育施設」、小学校低学年では「児童会館・児童クラブ」、小学校高学年から高校生までは「自宅」と回答した割合が最も高くなっています。

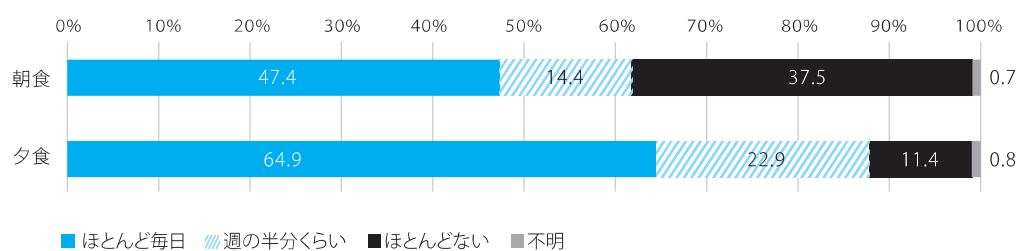
図13 子どもに関する悩み

	1位	2位	3位
就学前	しつけ(40.7%)	発達・健康(30.4%)	特にない(29.9%)
小学校低学年	しつけ(42.0%)	教育・進路(41.6%)	交友関係(29.8%)
小学校高学年	教育・進路(61.0%)	しつけ(39.0%)	発達・健康(28.7%)
中学生	教育・進路(80.3%)	しつけ(27.5%)	学校での生活(23.0%)
高校生	教育・進路(76.2%)	就職(25.3%)	発達・健康(18.8%)

現状

- 子どもに関する悩みについて、就学前、小学校低学年では「しつけ」、小学校高学年から高校生までは「教育・進路」と回答した割合が最も高くなっています。

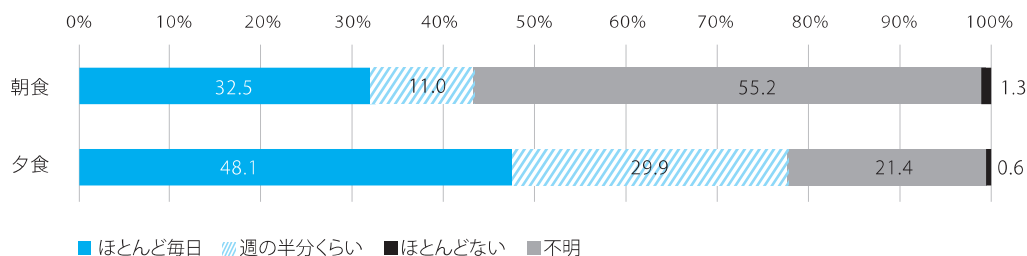
図14-1 親子での食事の状況(母子家庭)



現状

- 母子家庭の親子での食事の状況について、食事を一緒にとることが「ほとんどない」と回答した割合は、朝食で37.5%、夕食で11.4%となっています。

図14-2 親子での食事の状況 (父子家庭)



現状

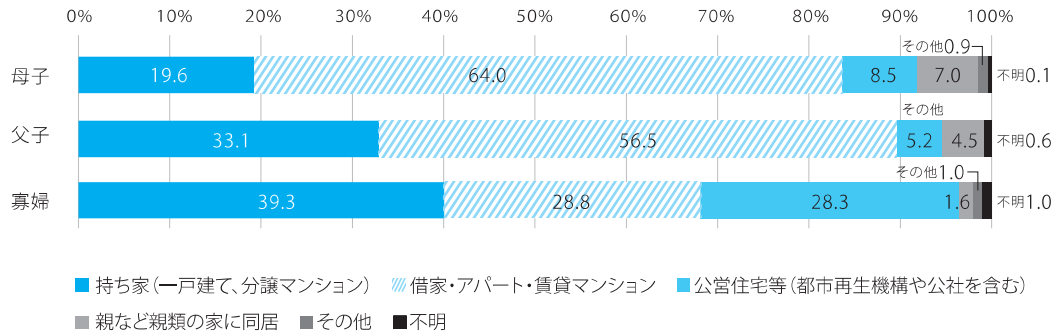
- 父子家庭の親子での食事の状況について、食事を一緒にとることが「ほとんどない」と回答した割合は、朝食で55.2%、夕食で21.4%となっています。

アンケート調査結果から見えた課題 (子に関すること)

- 就学前では、保育所等の保育施設を利用している割合が高いことから、就労による自立を支援するためにも、安心して子どもを預けられる場所の確保等、保育サービスの環境を整えていく必要があります (図12)。
- 小学生では、児童会館や放課後児童クラブを利用している割合が高く、また、学年が進むにつれて、自宅で過ごす割合が増える傾向にあるため、ニーズを的確に把握した放課後の居場所づくりを推進する必要があります (図12)。
- 子どもの居場所はただ安全に過ごすだけではなく、年齢に応じた必要な経験を社会の中で提供していく場所であることが求められます (検討協議会意見)。
- 小学校高学年からは、教育や進路に関する悩みの割合が増えていることから、学習支援や進路相談の取組を充実させる必要があります (図13)。
- 一定の傾向はあるものの、悩みの種類は多様であることから、幅広い悩みや相談に対応できる窓口や専門の窓口につなぐ体制を充実させる必要があります (図13)。
- 特に父子家庭において、親子と一緒に食事をする割合が低いことから、仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) を推進する必要があります (図14-1、図14-2)。
- ひとり親家庭の親には、日曜日や祝日に仕事をしている人が一定割合いることから、休日に安心して子どもを預けられる場所の確保が必要となります (検討協議会意見)。

住居の状況

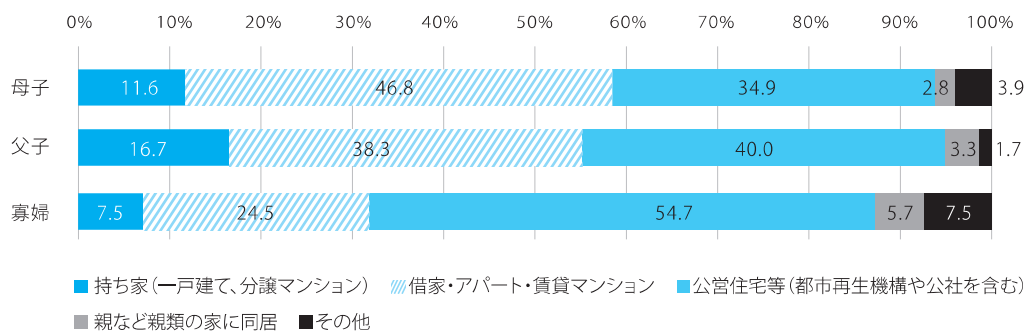
図15-1 現在の住まいの種類



現状

- 現在の住まいの種類について、母子家庭及び父子家庭では、「借家・アパート・賃貸マンション」と回答した割合が最も高く、次いで「持ち家」となっています。
- 寡婦では、「持ち家」と回答した割合が最も高く、次いで「借家・アパート・賃貸マンション」となっています。

図15-2 希望する住まいの種類



現状

- 希望する住まいの種類について、母子家庭では、「借家・アパート・賃貸マンション」と回答した割合が最も高く、次いで「公営住宅等」となっています。
- 父子家庭及び寡婦では、「公営住宅等」と回答した割合が最も高く、次いで「借家・アパート・賃貸マンション」となっています。

参考

- 平成27年国勢調査の結果では、全世帯における住まいの種類は、持ち家が48.6%、民間借家が43.3%、公営住宅等が4.0%となっています。

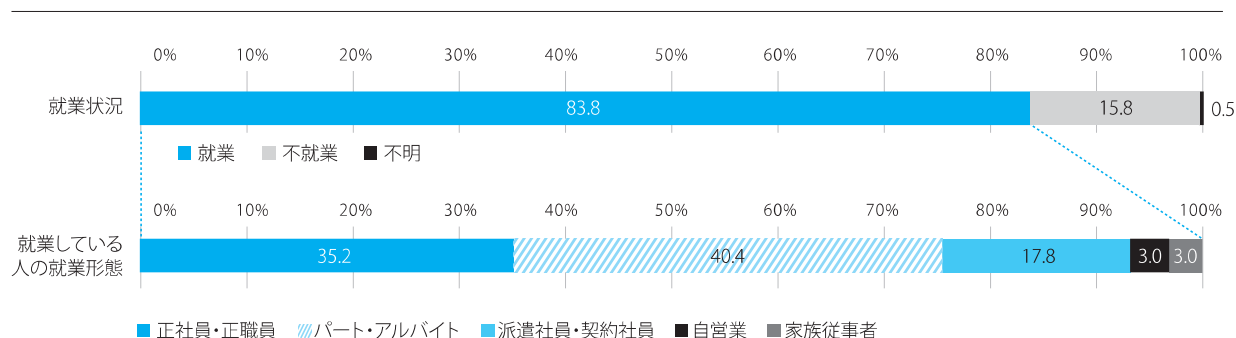


アンケート調査結果から見えた課題（住居の状況）

- 収入や住居等に課題を抱えている世帯には、生活の場が確保された上で自立への支援が行われる母子生活支援施設が有効であることから、母子生活支援施設の利用を促進する必要があります（検討協議会意見）。
- 母子生活支援施設には、住居や就労といった経済的なもののほか、しつけや心理的課題、配偶者等からの暴力（DV）被害など、困難な事情を抱える世帯の入所が多いことから、自立支援の取組の底上げを図る必要があります（検討協議会意見）。
- 公営住宅等を希望する割合に対して、実際に公営住宅等を住まいとしている割合が低いことから、公営住宅への入所の優遇制度が有効となっています（図15-1、図15-2）。
- 空き家の有効利用や子育て世代と高齢者世帯の共同住宅など、新しい形の住居の在り方の検討も求められます（検討協議会意見）。

就業状況

図16-1 就業状況(母子家庭)



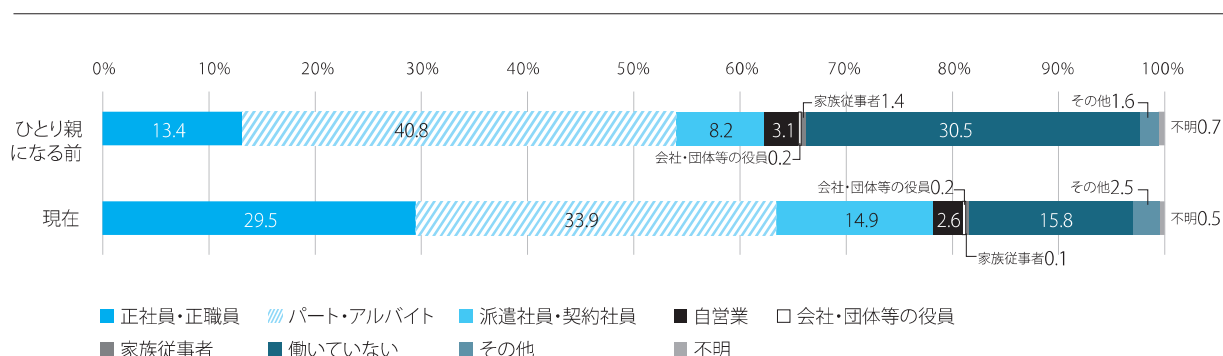
前回調査との比較(母子家庭の就業状況)

	就業	正社員・正職員	パート・アルバイト	派遣社員・契約社員	自営業
前回(H24年度)	80.3%	36.2%	46.3%	6.2%	2.8%
今回(H29年度)	83.8%	35.2%	40.4%	17.8%	3.1%

現状

- 母子家庭の現在の就業形態について、「就業している」と回答した割合は83.8%となっていますが、そのうち「正社員・正職員」と回答した割合は35.2%となっています。
- 就業している人の雇用形態では、「パート・アルバイト」と回答した割合が最も高く、次いで「正社員・正職員」、「派遣社員・契約社員」となっています。

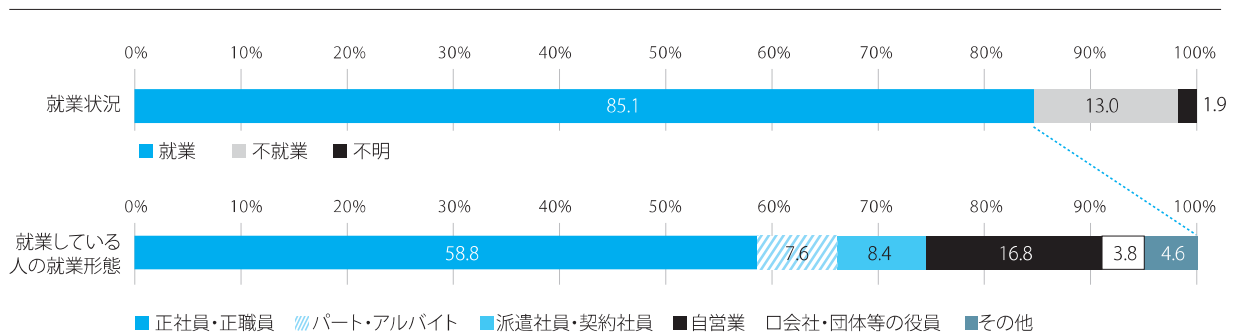
図16-2 ひとり親家庭になる前後の就業形態の比較(母子家庭)



現状

- 就業形態について、母子家庭では、ひとり親家庭になる前と比べて、「正社員・正職員」の割合が13.4%から29.5%に増加し、「働いていない」の割合が30.5%から15.8%に減少しています。

図16-3 就業状況(父子家庭)



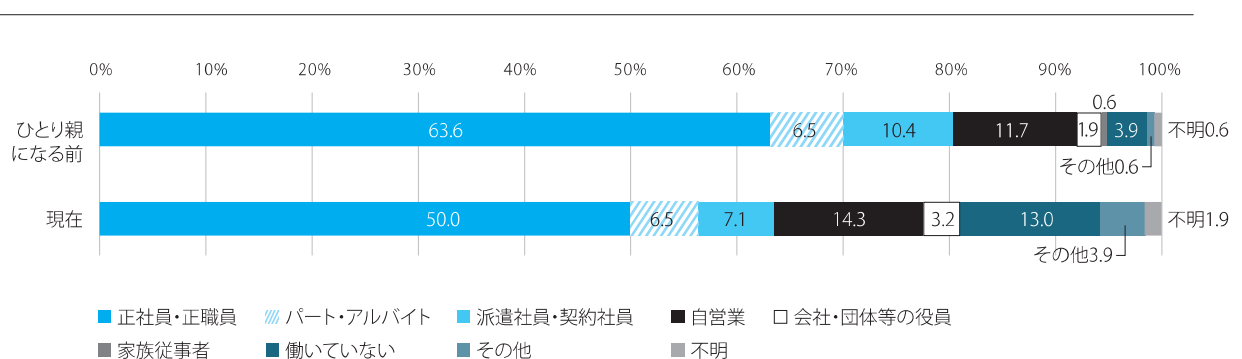
| 前回調査との比較(母子家庭の就業状況)

	就業	正社員・正職員	パート・アルバイト	派遣社員・契約社員	自営業
前回(H24年度)	83.4%	54.6%	14.9%	3.5%	19.1%
今回(H29年度)	85.1%	58.8%	7.6%	8.4%	16.8%

| 現状

- 父子家庭の現在の就業形態について、「就業している」と回答した割合は85.1%となっていますが、そのうち「正社員・正職員」と回答した割合は58.8%となっています。
- 就業している人の雇用形態では、「正社員・正職員」と回答した割合が最も高く、次いで「自営業」、「派遣社員・契約社員」となっています。

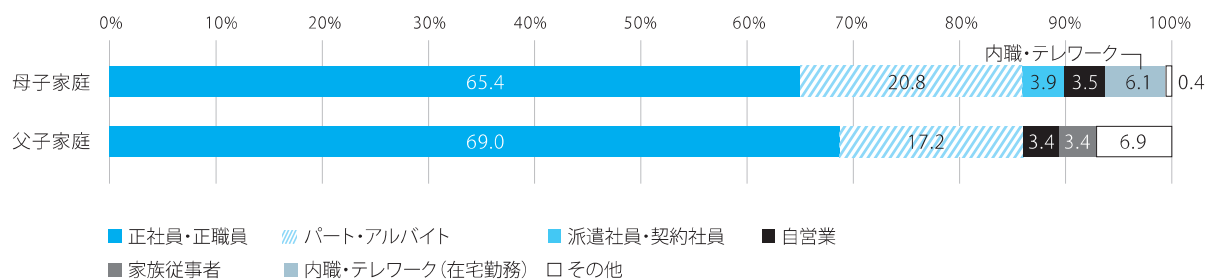
図16-4 ひとり親家庭になる前後の就業形態の比較(父子家庭)



| 現状

- 就業形態について、父子家庭では、ひとり親家庭になる前と比べて、「正社員・正職員」の割合が63.6%から50.0%に減少し、「働いていない」の割合が3.9%から13.0%に増加しています。

図17 希望する雇用形態



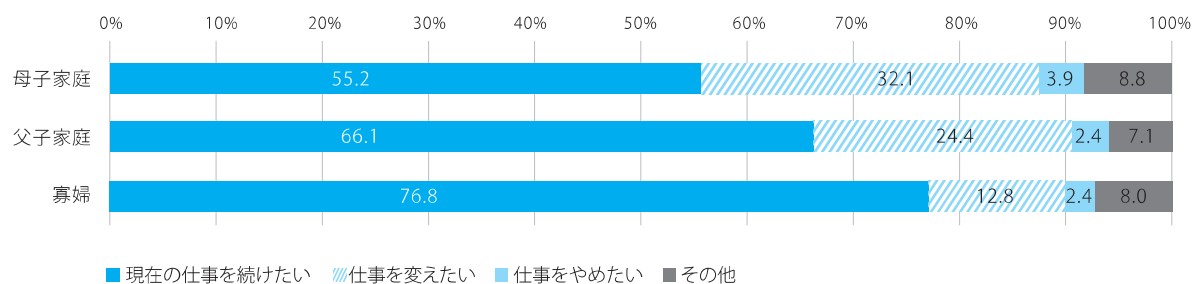
現状

- 希望する雇用形態について、母子家庭、父子家庭とも「正社員・正職員」と回答した割合が最も高く、次いで「パート・アルバイト」となっています。

参考

- 平成28年厚生労働省労働力調査の結果では、就業している人のうち、正規雇用の割合が62.5%、非正規雇用の割合が37.5%となっています。

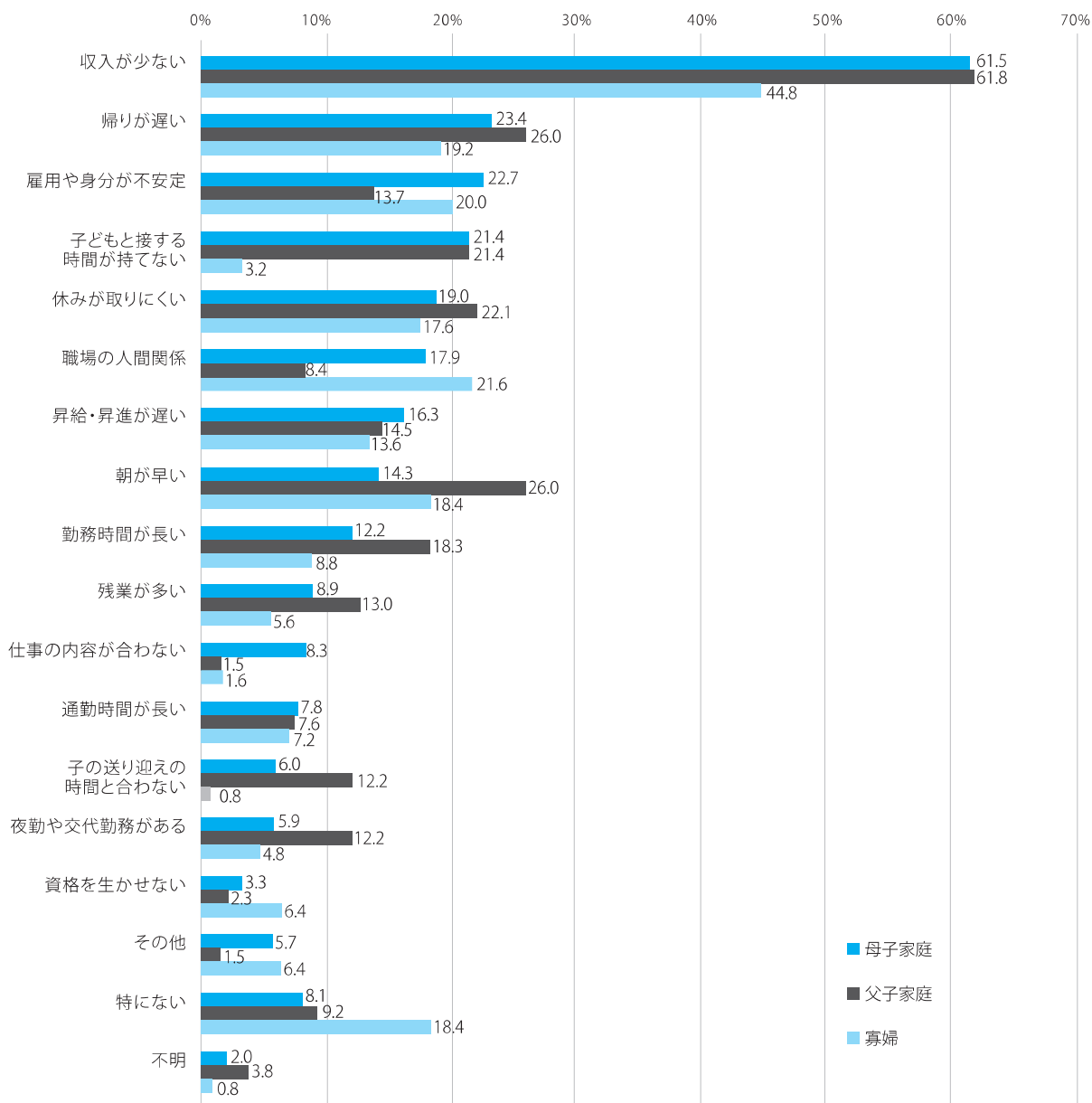
図18 転職等の希望



現状

- 転職等の希望について、「仕事を变えたい」と回答した割合は、母子家庭で32.1%、父子家庭で24.4%、寡婦で12.8%となっています。

図19 仕事の悩みや不安



現状

- 仕事の悩みや不安では、母子家庭、父子家庭、寡婦とも「収入が少ない」と回答した割合が最も高くなっています。
- 母子家庭は、父子家庭と比較して、「雇用や身分が不安定」と回答した割合が高くなっています。
- 父子家庭は、「帰りが遅い」、「朝が早い」、「勤務時間が長い」などの時間的な悩みの割合が高くなっています。
- 母子家庭、父子家庭とも「子どもと接する時間が持てない」と回答した割合が高くなっています。

図20-1 保有資格数別の就業形態(母子家庭)

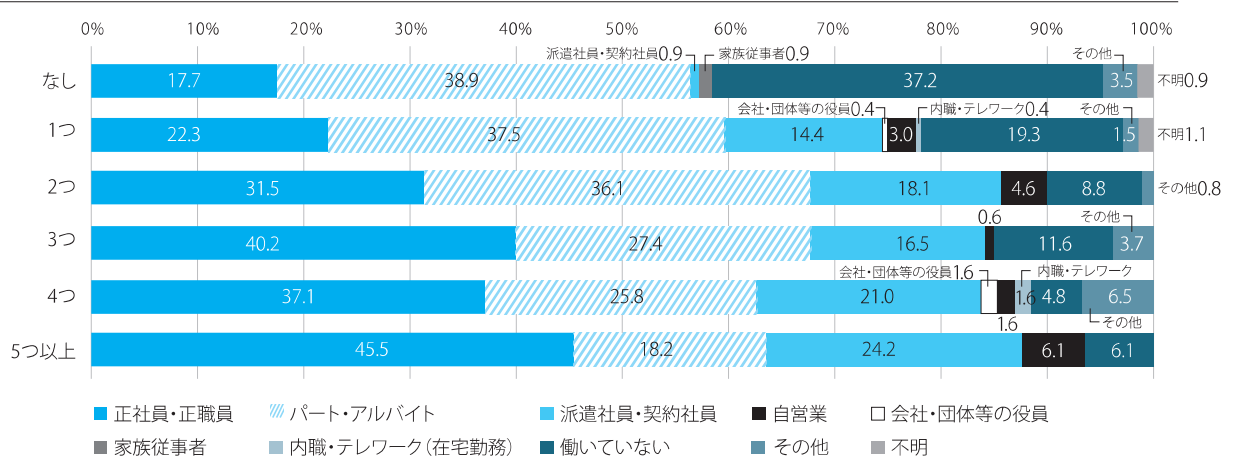


図20-2 保有資格数別の就業形態(父子家庭)

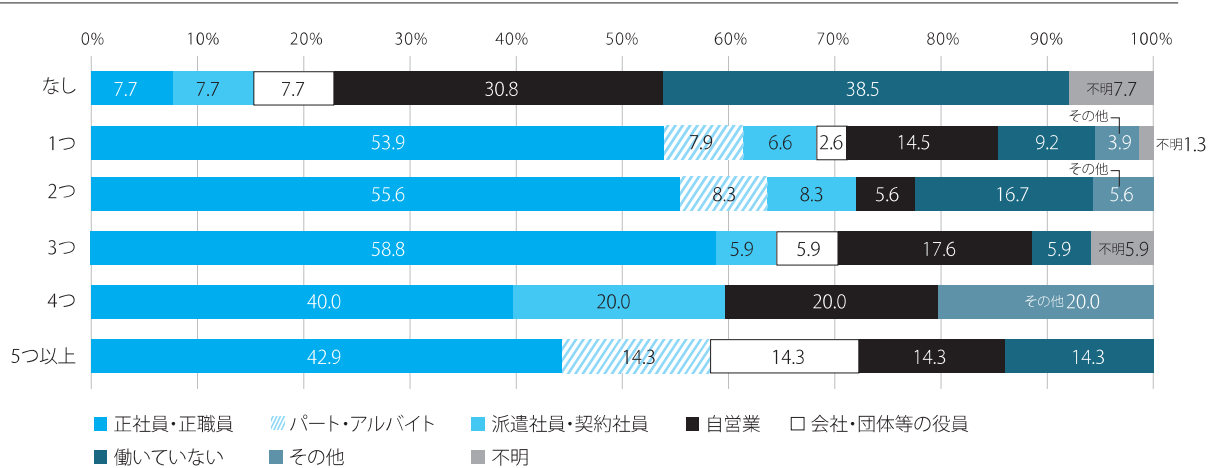
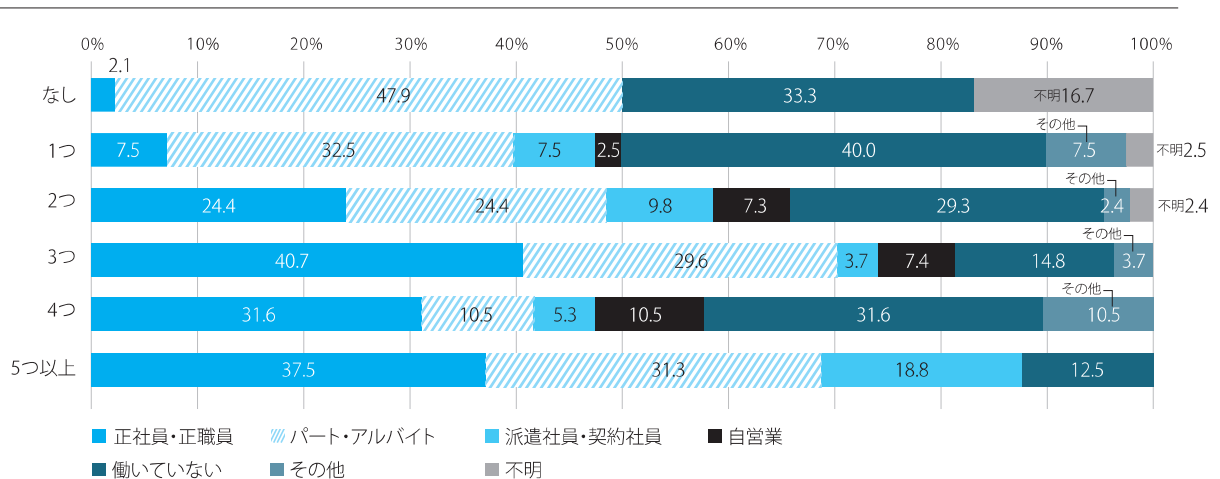


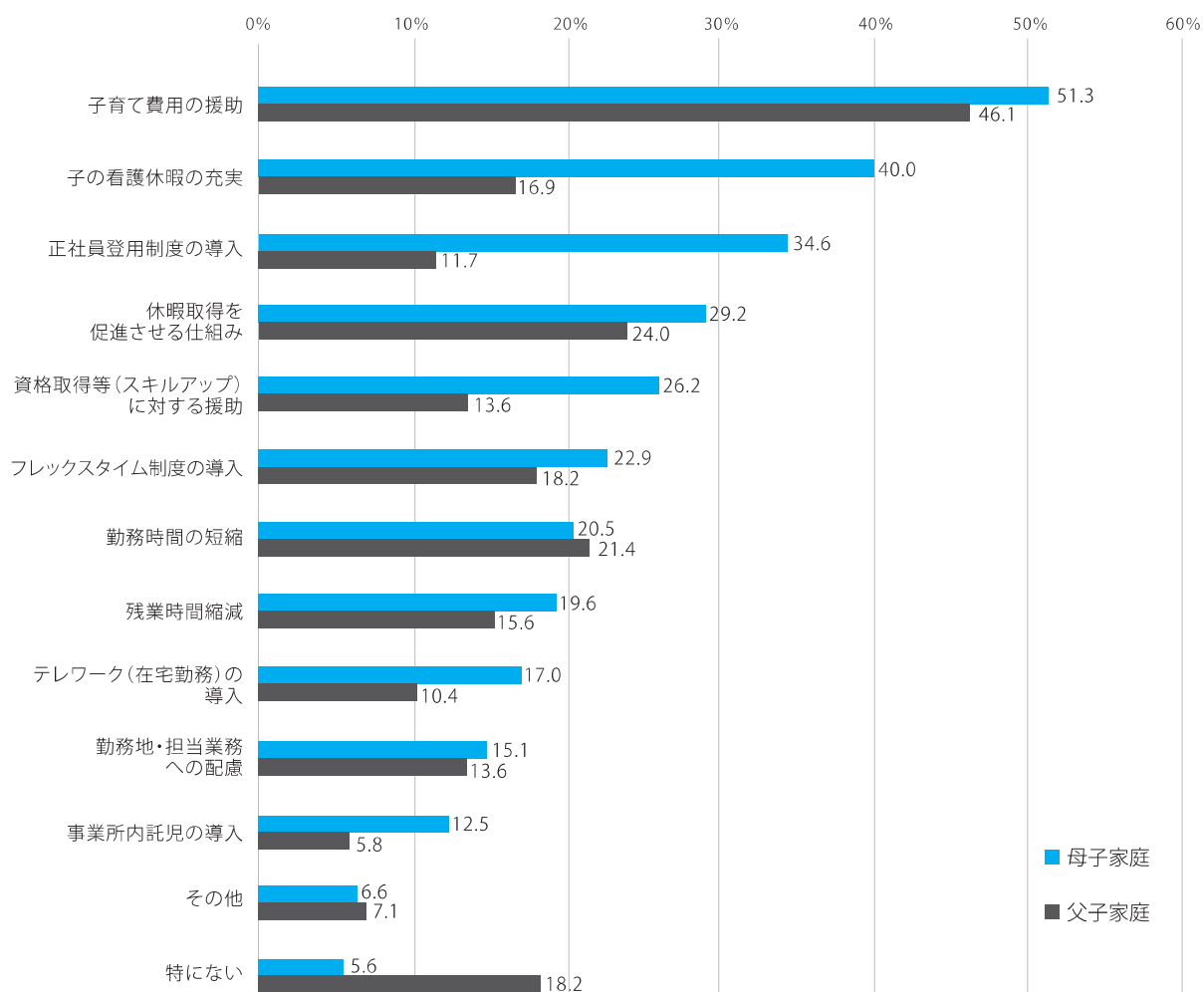
図20-3 保有資格数別の就業形態(寡婦)



現状

- 保有資格数別の就業形態について、母子家庭、父子家庭、寡婦とも資格を持っていない人と比較して、資格を持っている人は「正社員・正職員」と回答した割合が高くなっています。
- 特に、母子家庭及び寡婦は、保有資格数が多いほど、「正社員・正職員」の割合が高くなる傾向にあります。

図21 子育てをしながら働くために会社に望むこと



現状

- 子育てをしながら働くために会社に望むことについて、母子家庭では、「子育て費用の援助」と回答した割合が最も高く、次いで「子の看護休暇の充実」、「正社員登用制度の導入」となっています。
- 父子家庭では、「子育て費用の援助」と回答した割合が最も高く、次いで「休暇取得を促進させる仕組み」、「勤務時間の短縮」となっています。

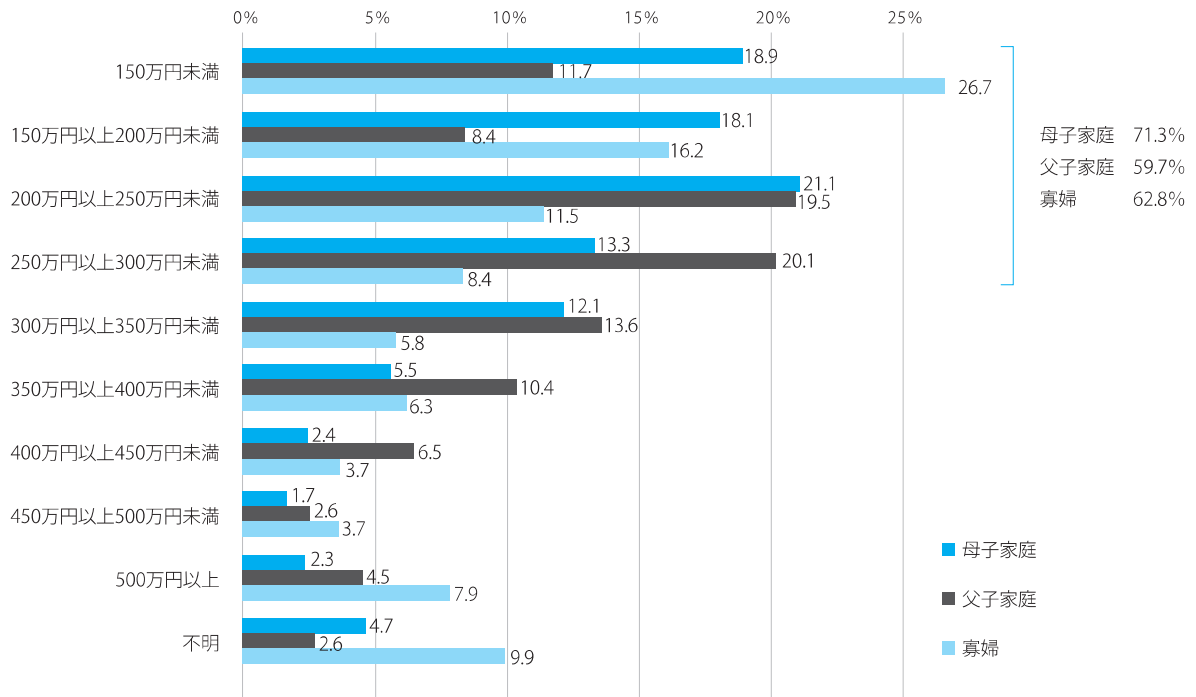


アンケート調査結果から見えた課題（就業状況）

- 母子家庭では、前回調査より就業している割合が増えているものの、正社員・正職員の割合がやや減少しており、前回同様30%台に留まっています（図16-1）。
- 母子家庭は、ひとり親家庭になったことにより、家計を支えるため、就業割合とりわけ正社員・正職員の割合が増加しています（図16-2）。
- 母子家庭の仕事の悩みや不安では、「収入が少ない」、「帰りが遅い」に次いで「雇用や身分が不安定」と回答した割合が高いことから、就労を軸にした自立を目指すためにも、安定した職への就労支援の取組を推進する必要があります（図19）。
- 父子家庭は、ひとり親家庭になったことにより、子育てのための時間を確保するため、就業割合とりわけ正社員・正職員の割合が減少しています（図16-4）。
- 父子家庭の仕事の悩みや不安では、勤務時間に関する悩みを抱えている割合が高く、このことが、親子と一緒に食事をとることができないことにもつながっています（図14-2、図19）。
- 会社に望むこととして、母子家庭では、「子の看護休暇の充実」、父子家庭では、「休暇取得を促進させる仕組み」と回答した割合が高くなっていることから、会社の理解が進み、望まない転職・退職をすることがないよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する必要があります（図21）。
- 雇用や身分が安定している正社員・正職員による就業で、かつ、子育てのための時間が確保できるような働き方の改革が求められます（検討協議会意見）。
- 転職等の希望について、「仕事を変えたい」という回答が一定割合あることから、就業に関する相談体制の充実や就業機会を創出する取組が必要となります（図18）。
- 資格を持っている人と比較して、資格を持っていない人の正社員・正職員の割合が極めて低く、特に母子家庭及び寡婦においては、資格の数が多いほど、正社員・正職員の割合が高くなる傾向にあることから、希望する資格と就職に有利な資格を精査し、より効果的な資格取得や技能習得のための支援を推進する必要があります（図20-1～図20-3）。
- 「預けるところがないから働けない」という状況を作らないよう、日曜・祝日を含め、安心して子どもを預けられる場所の確保が必要となります（検討協議会意見）。

収入等の状況

図22-1 世帯の年間総収入



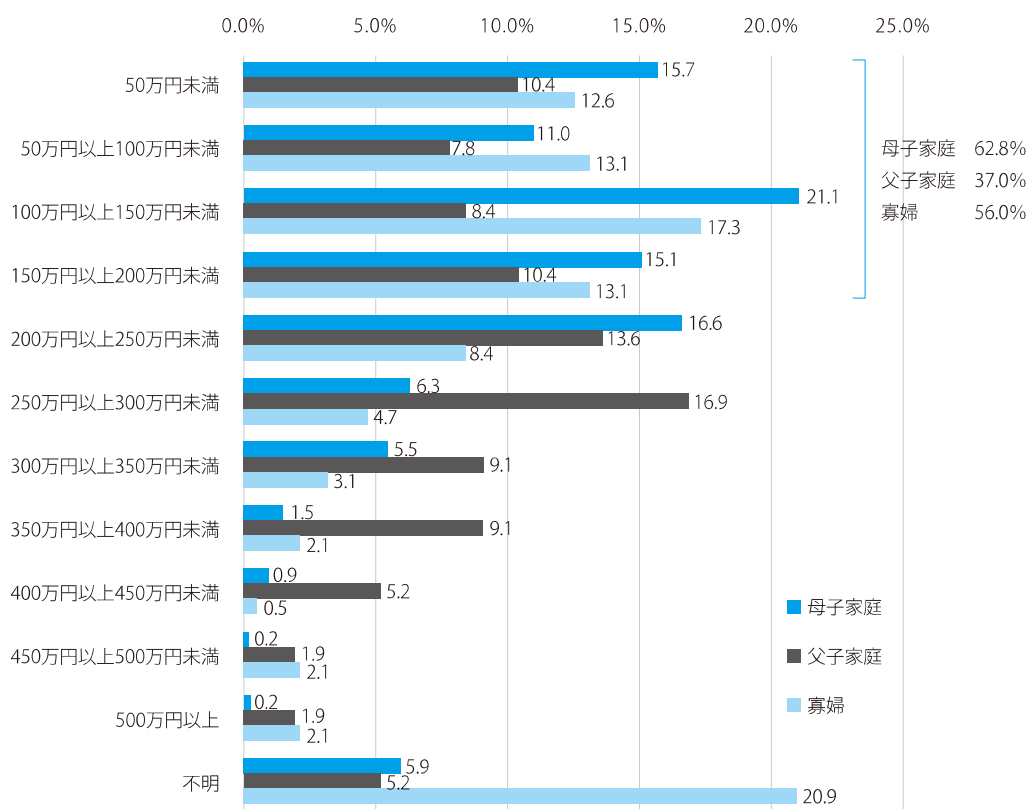
前回調査との比較 (年間総収入が300万円未満の世帯)

	母子家庭等	父子家庭等	寡婦
前回 (H24年度)	74.2%	53.2%	69.1%
今回 (H29年度)	71.3%	59.7%	62.8%

現状

- 児童扶養手当や生活保護費などを含む世帯の年間総収入について、母子家庭では、「300万円未満」と回答した割合が71.3%となっています。
- 父子家庭では、「300万円未満」と回答した割合が59.7%となっています。
- 寡婦では、「300万円未満」と回答した割合が62.8%となっています。

図22-2 ひとり親家庭等の親の年間就労収入



前回調査との比較(ひとり親家庭等の親の年間就労収入が200万円未満の世帯)

	母子家庭	父子家庭	寡婦
前回(H24年度)	66.2%	34.4%	50.0%
今回(H29年度)	62.8%	37.0%	56.0%

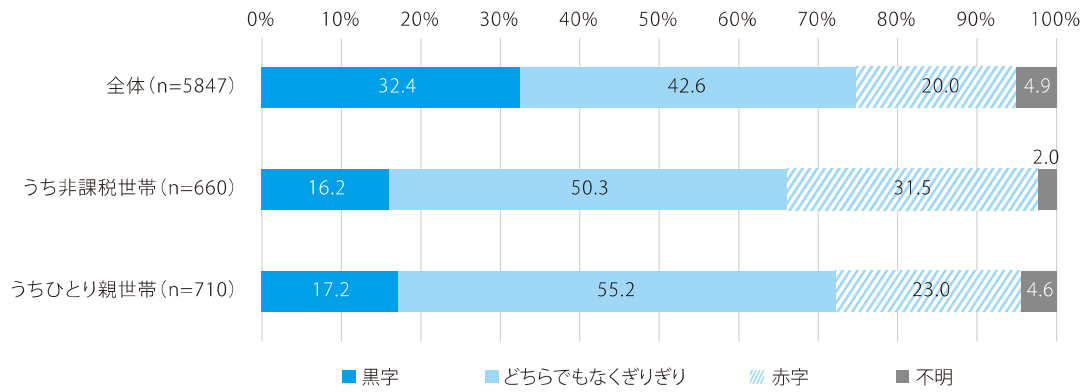
現状

- ひとり親家庭等の親の年間就労収入について、母子家庭では、「200万円未満」と回答した割合が62.8%となっています。
- 父子家庭では、「200万円未満」と回答した割合が37.0%となっています。
- 寡婦では、「200万円未満」と回答した割合が56.0%となっています。

参考

- 平成27年厚生労働省毎月勤労統計調査では、札幌市の年間平均賃金は、男性が538万円、女性が298万円となっています。

図23 家計の状況

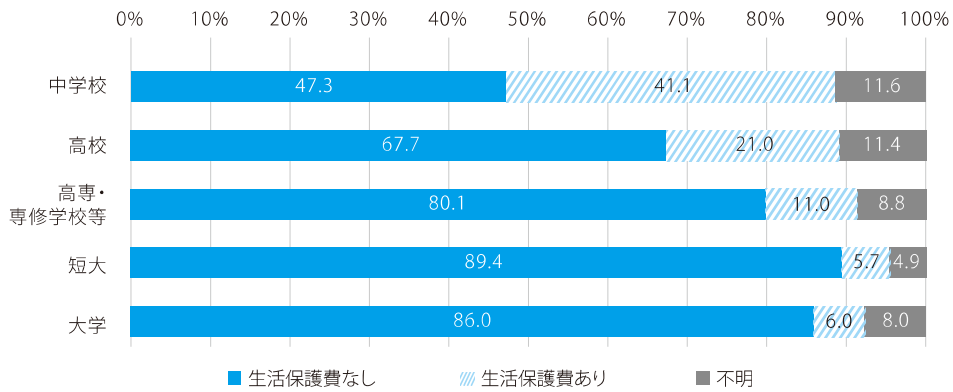


(資料 | 平成28年度札幌市子ども・若者生活実態調査)

現状

- 家計の状況について、「赤字」又は「どちらでもなくぎりぎり」と回答した割合は、ひとり親家庭は、全体と比較して、高い傾向にあります。

図24 主な収入に生活保護費を含んでいる母子家庭の割合 (親の最終学歴別)



現状

- 主な収入 (3つまで選択) に生活保護費を含んでいる割合について、最終学歴が「中学校」と回答した方では41.1%であったのに対し、「大学」と回答した方では6.0%となっています。

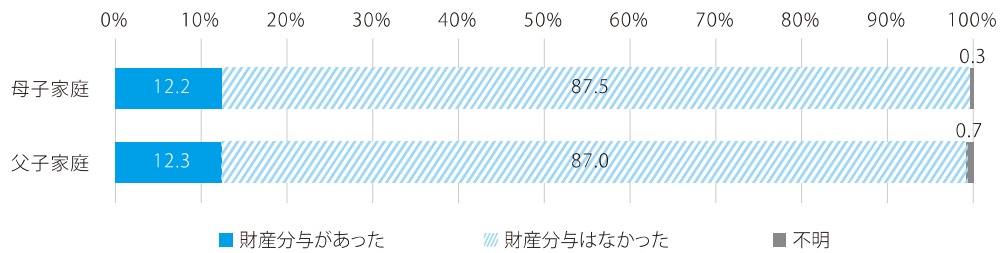


アンケート調査結果から見えた課題（収入等の状況）

- 世帯の年間総収入が「300万円未満」と回答した割合、ひとり親家庭等の親の年間就労収入が「200万円未満」と回答した割合共に、母子家庭及び寡婦については前回調査より減少していますが、父子家庭では増加しています（図22-1、図22-2）。
- ひとり親家庭等の家計の状況は依然として厳しいことから、安定した職への就労支援のほか、各種手当や貸付金などによる経済的な支援を行う必要があります（図22-1、図22-2、図23）。
- 最終学歴が上がるにつれ、生活保護を受けている割合が減少する傾向にあり、中でも最終学歴が中学校の人は生活保護を受給している割合が極めて高いことから、親に対して、高卒認定や資格取得のための支援を推進するとともに、子に対しても、学習支援や貸付金などによる進学のための支援を推進する必要があります（図24）。
- 札幌市の母子家庭は、生活保護を受けている割合が非常に高いため、生活保護を受けている家庭の子が連鎖的に生活保護を受けることにならないよう、学習面を含めたサポートが必要となります（図5、図24、検討協議会意見）。

■ 養育費及び面会交流の状況

図25 財産分与の状況



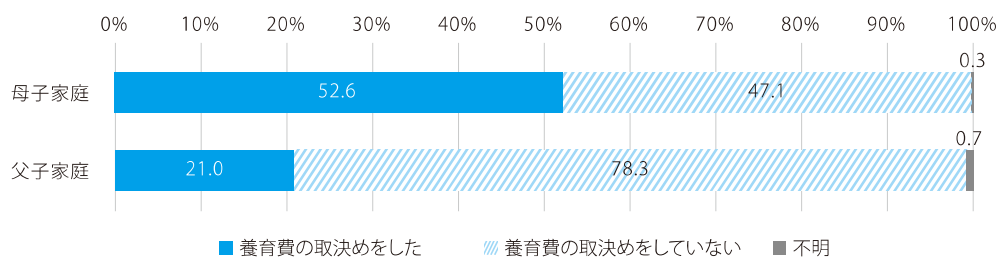
■ 前回調査との比較(財産分与の状況について)

		財産分与があった	財産分与がなかった
母子家庭	前回(H24年度)	9.6%	89.8%
	今回(H29年度)	12.2%	87.5%
父子家庭	前回(H24年度)	4.6%	95.4%
	今回(H29年度)	12.3%	87.0%

■ 現状

- 財産分与の状況について、「財産分与があった」と回答した割合は、母子家庭で12.2%、父子家庭で12.3%となっています。

図26-1 養育費の取決め状況



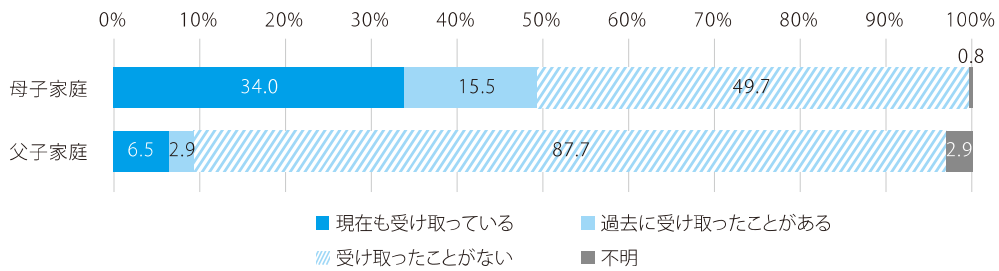
■ 前回調査との比較(養育費の取決め状況について)

		取決めをした	取決めをしなかった
母子家庭	前回(H24年度)	47.9%	51.1%
	今回(H29年度)	52.6%	47.1%
父子家庭	前回(H24年度)	17.6%	81.7%
	今回(H29年度)	21.0%	78.3%

■ 現状

- 養育費の取決め状況について、「取決めがあった」と回答した割合は、母子家庭で52.6%、父子家庭で21.0%となっています。

図26-2 養育費の受取状況



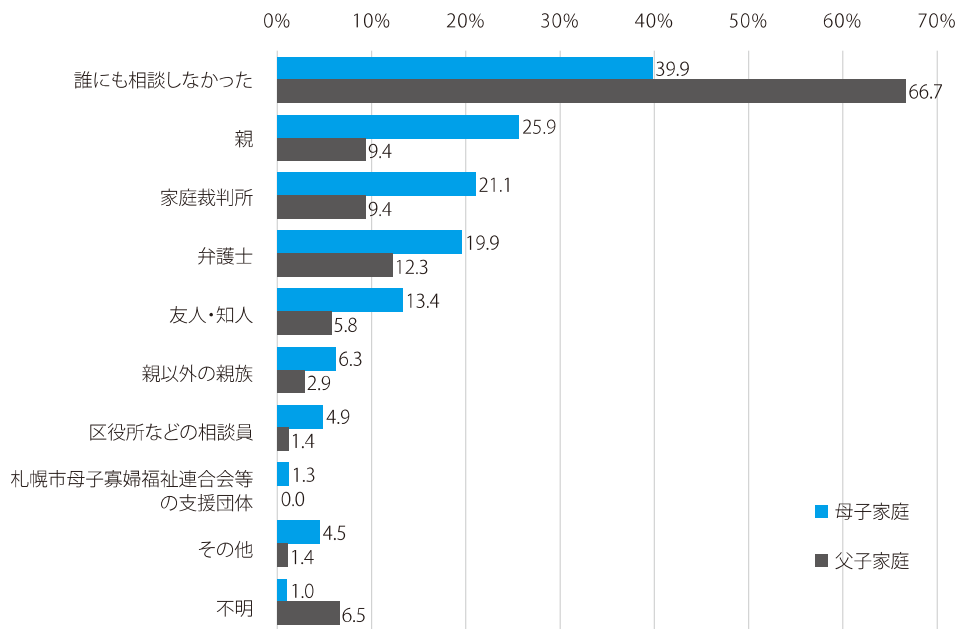
| 前回調査との比較(養育費の取決め状況について)

		現在も受け取っている	受け取ったことがある	受け取ったことがない
母子家庭	前回(H24年度)	25.6%	16.5%	51.7%
	今回(H29年度)	34.0%	15.5%	49.7%
父子家庭	前回(H24年度)	3.1%	3.8%	87.8%
	今回(H29年度)	6.5%	2.9%	87.7%

| 現状

- 養育費の受取状況について、「現在も受け取っている」と回答した割合は、母子家庭で34.0%、父子家庭で6.5%となっています。

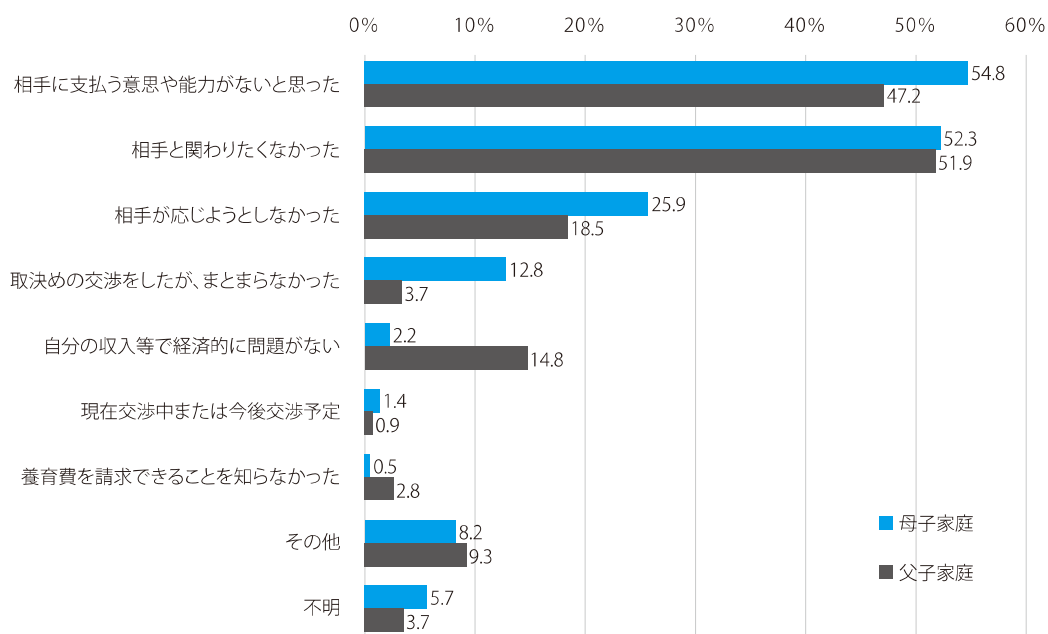
図26-3 養育費の相談



| 現状

- 養育費の相談について、母子家庭、父子家庭とも「誰にも相談しなかった」と回答した割合が最も高くなっています。
- 区役所の相談員などの公的機関で相談している割合は、いずれも10%未満となっています。

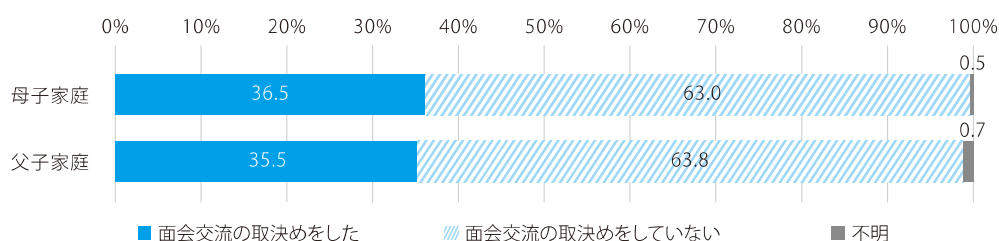
図26-4 養育費の取決めをしていない理由



現状

- 養育費の取決めをしていない理由について、母子家庭では、「相手に支払う意思や能力がないと思った」と回答した割合が最も高く、次いで「相手と関わりたくなかった」となっています。
- 父子家庭では、「相手と関わりたくなかった」と回答した割合が最も高く、次いで「相手に支払う意思や能力がないと思った」となっています。

図27-1 面会交流の取決め状況



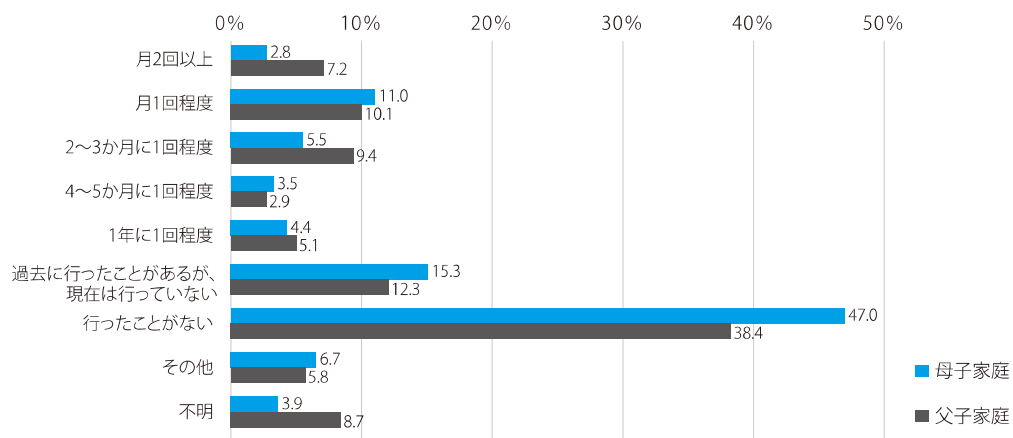
前回調査との比較 (面会交流の取決め状況について)

		取決めをした	取決めをしなかった
母子家庭	前回 (H24年度)	24.3%	74.0%
	今回 (H29年度)	36.5%	63.0%
父子家庭	前回 (H24年度)	23.7%	72.5%
	今回 (H29年度)	35.5%	63.8%

現状

- 面会交流の取決め状況について、「取決めがあった」と回答した割合は、母子家庭で36.5%、父子家庭で35.5%となっています。

図27-2 面会交流の実施状況



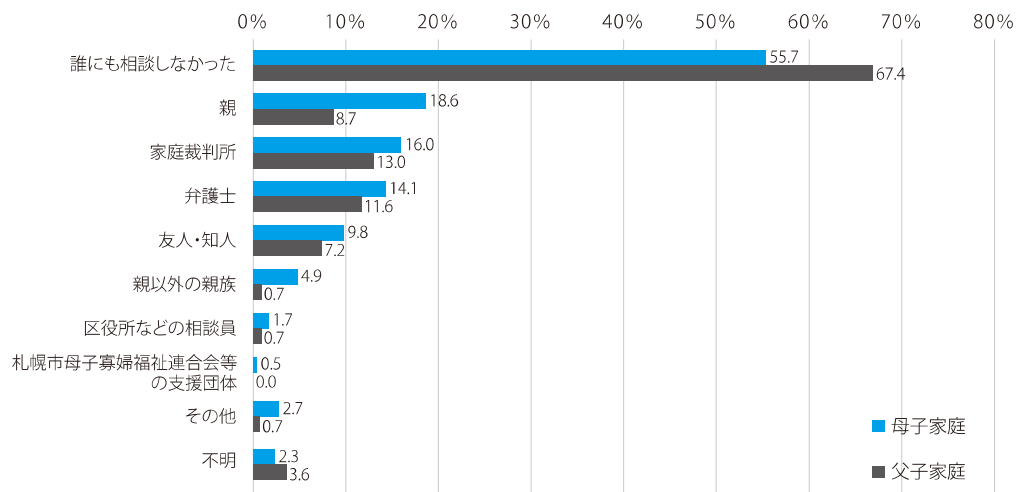
| 前回調査との比較 (面会交流の実施状況について)

		過去に行ったことがあるが現在は行っていない	行ったことがない
母子家庭	前回 (H24年度)	18.0%	39.4%
	今回 (H29年度)	15.3%	47.0%
父子家庭	前回 (H24年度)	13.7%	40.5%
	今回 (H29年度)	12.3%	38.4%

| 現状

- 面会交流の実施状況について、母子家庭、父子家庭とも「行ったことがない」と回答した割合が最も高く、次いで「過去に行ったことがあるが、現在は行っていない」となっています。

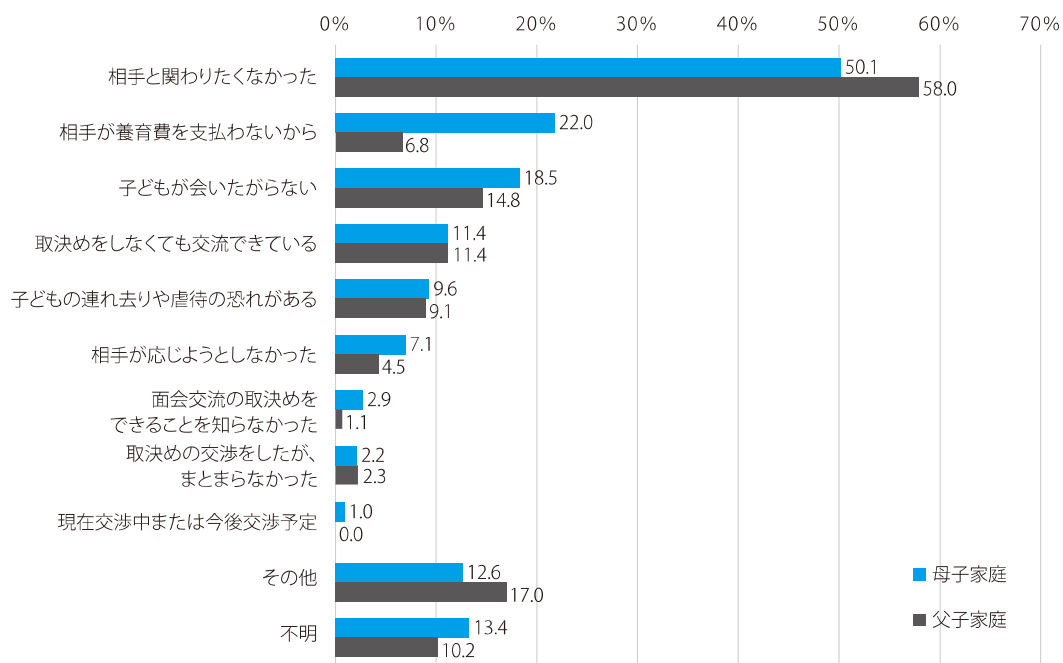
図27-3 面会交流の相談



| 現状

- 面会交流の相談について、母子家庭、父子家庭とも「誰にも相談しなかった」と回答した割合が最も高くなっています。
- 区役所の相談員などの公的機関で相談している割合は、いずれも低くなっています。

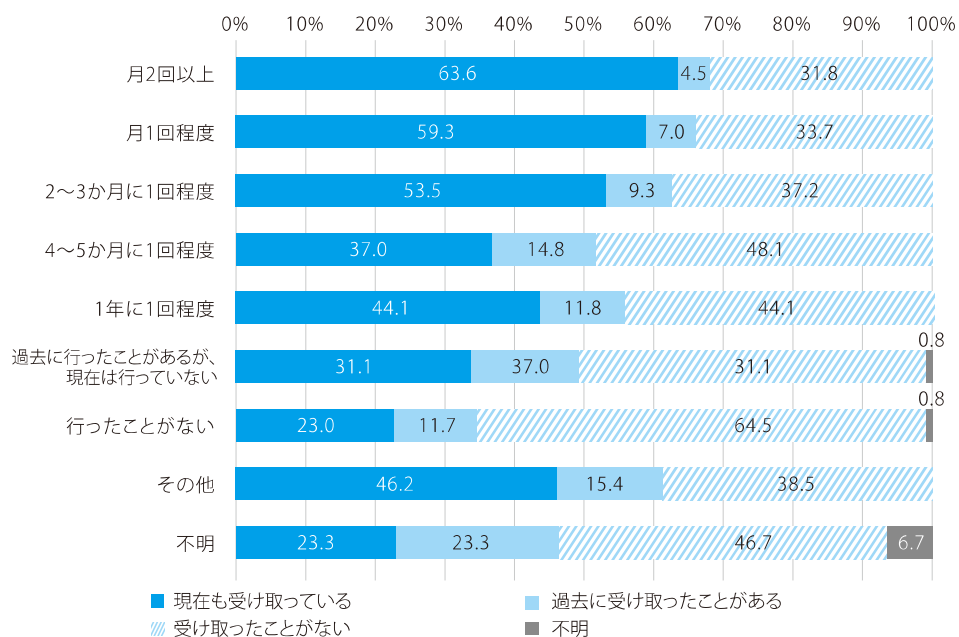
図27-4 面会交流の取決めをしていない理由



現状

- 面会交流の取決めをしていない理由について、母子家庭では、「相手と関わりたくなかった」と回答した割合が最も高く、次いで「相手が養育費を支払わないから」、「子どもが会いたがらない」となっています。
- 父子家庭では、「相手と関わりたくなかった」と回答した割合が最も高く、次いで「子どもが会いたがらない」、「取決めをしなくても交流できている」となっています。

図28 面会交流実施状況別の養育費の受取状況(母子家庭)

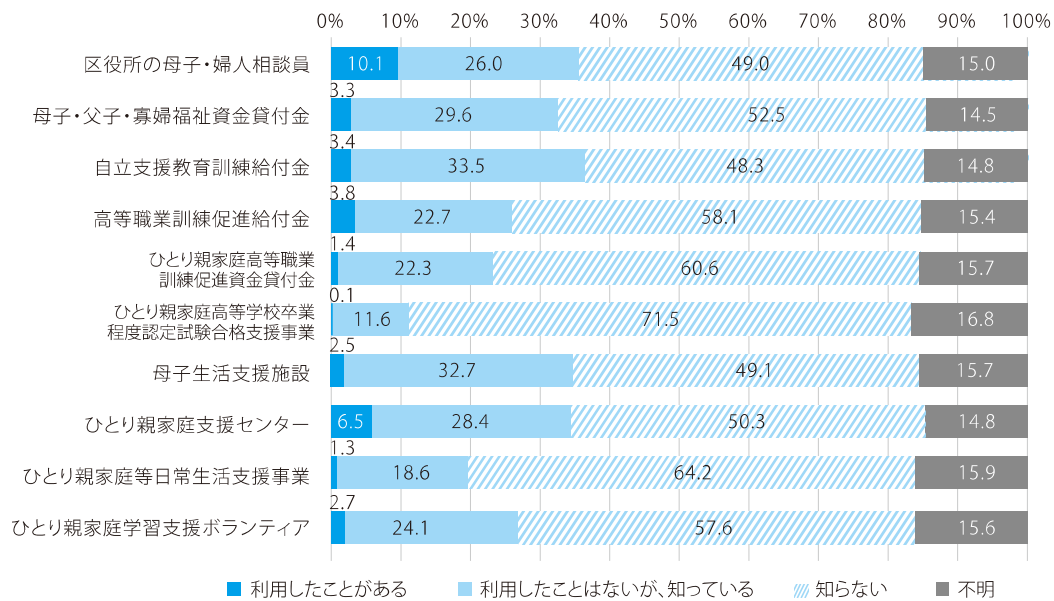


現状

- 養育費の受取状況を面会交流の実施状況別に見ると、面会交流の実施頻度が高いほど、養育費を受け取っている割合が高くなる傾向にあります。

支援制度等

図29-1 支援制度の利用率・認知度(母子家庭)



前回調査との比較(年間総収入が300万円未満の世帯)

支援制度	調査年度	利用したことがある	利用したことはないが、知っている	知らない
区役所の母子・婦人相談員	前回(H24年度)	15.8%	27.6%	40.0%
	今回(H29年度)	10.1%	26.0%	49.0%
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	前回(H24年度)	4.5%	33.2%	46.6%
	今回(H29年度)	3.3%	29.6%	52.5%
自立支援教育訓練給付金	前回(H24年度)	2.6%	29.3%	52.4%
	今回(H29年度)	3.4%	33.5%	48.3%
高等職業訓練促進給付金	前回(H24年度)	3.4%	35.0%	46.6%
	今回(H29年度)	3.8%	22.7%	58.1%
ひとり親家庭支援センター	前回(H24年度)	14.2%	30.6%	40.1%
	今回(H29年度)	6.5%	28.4%	50.3%
ひとり親家庭等日常生活支援事業	前回(H24年度)	2.0%	28.3%	53.7%
	今回(H29年度)	1.3%	18.6%	64.2%

現状

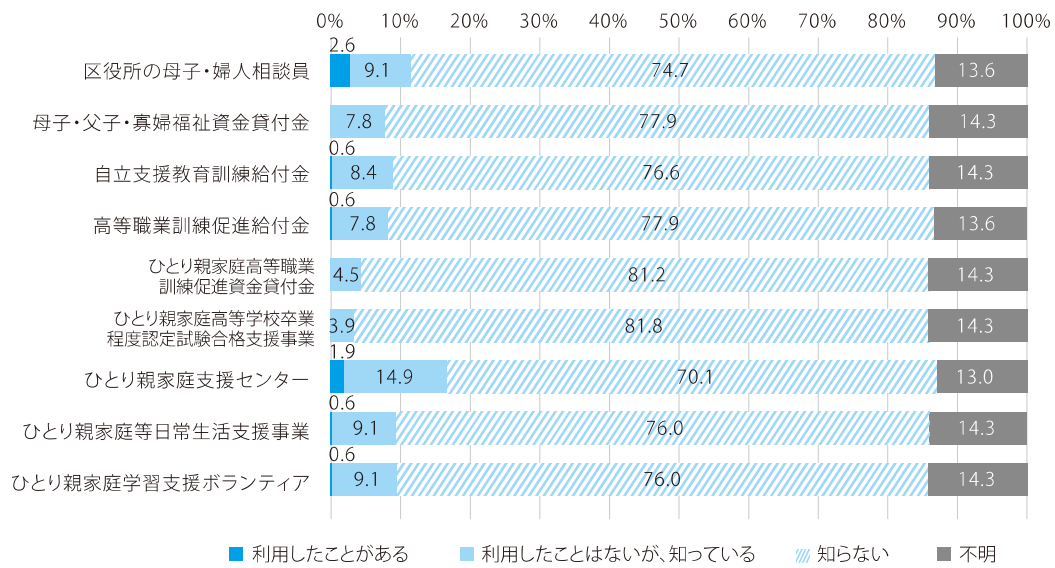
- 支援制度の認知度について、母子家庭では、全ての制度において、「知らない」と回答した割合が「利用したことがある」又は「利用したことはないが知っている」と回答した割合を上回っています。
- 「自立支援教育訓練給付金」を除く全ての制度において、前回調査よりも「知らない」と回答した割合が増えています。
- 前回調査よりも「利用したことがある」と回答した割合が増えている制度は、「高等職業訓練促進給付金」のみとなっています。



アンケート調査結果から見えた課題（養育費及び面会交流）

- 「財産分与があった」と回答した人の割合は前回調査よりも増加しているが、母子家庭、父子家庭とも10%台となっていることから、離婚後の生活の安定を図るためにも、相談窓口の周知や離婚前後の相談体制の充実などが必要となります（図25）。
- 養育費と面会交流の取決め状況は、前回調査よりも改善が見られるものの、依然として低いことから、離婚後の生活の安定を図るためにも、相談窓口の周知や離婚前後の相談体制の充実、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発が必要となります（図26-1、図27-1）。
- 養育費の受取状況についても改善が見られるが、取決めに対して受取りの割合が低いため、相談体制の充実や周知が必要となります（図26-1、図26-2）。
- 養育費及び面会交流の相談について、母子家庭、父子家庭とも「誰にも相談しなかった」と回答した割合が極めて高く、一方で、区役所の相談員などの公的機関に相談している割合が低いことから、相談窓口の周知が必要となります（図26-3、図27-3）。
- 養育費及び面会交流の「取決めをしていない理由」について、母子家庭、父子家庭とも「相手と関わりたくなかった」と回答した割合が50%を超えていることから、離婚の理由・事情が複雑化していることがうかがえます（図26-4、図27-4）。
- 面会交流の実現頻度が高いほど、養育費を受け取っている割合が高くなる傾向にあることから、面会交流を行うことができる良好な関係の構築が求められます（図28）。
- 「面会交流の取決めをしていない理由」に「子どもの連れ去りや虐待の恐れがある」、「子どもが会いたがらない」と回答した割合も一定割合いることから、面会交流への支援については、慎重に行う必要があります（図27-4）。

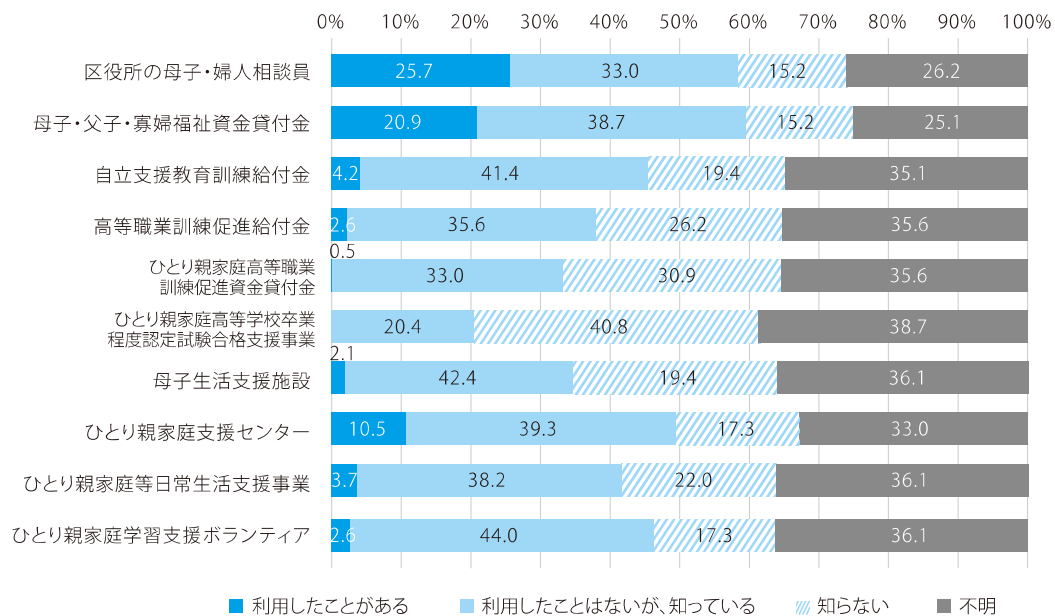
図29-2 支援制度の利用率・認知度(父子家庭)



現状

- 支援制度の認知度について、父子家庭では、全ての制度において、「知らない」と回答した割合が7割を超えています。

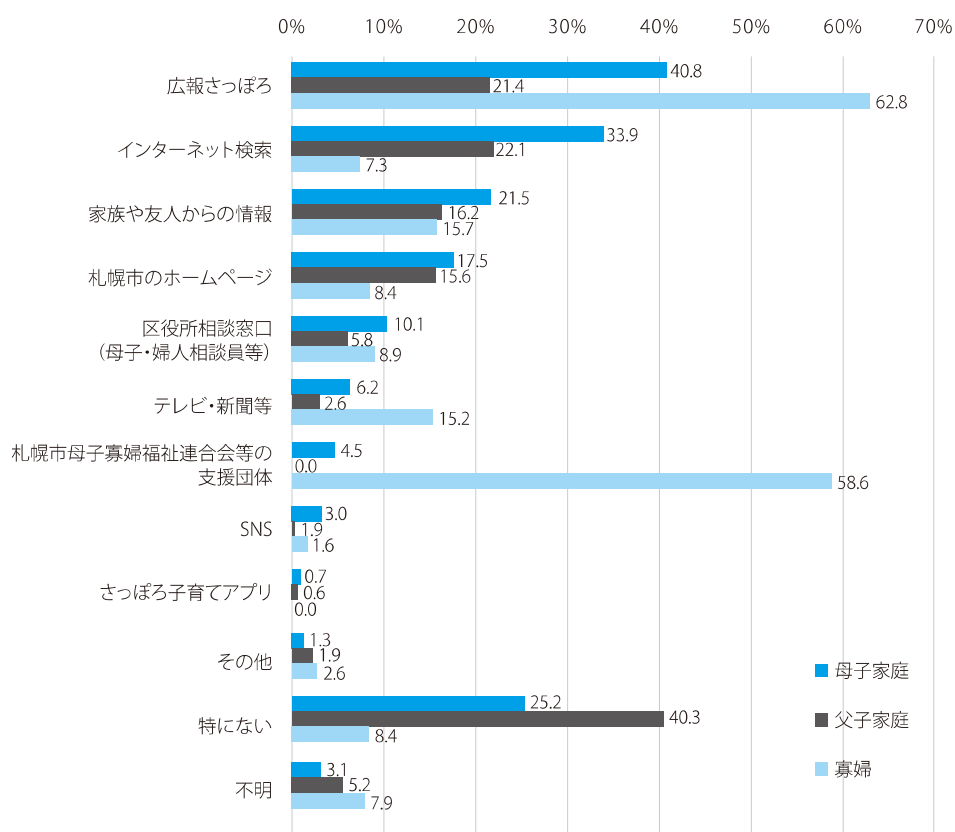
図29-3 支援制度の利用率・認知度(寡婦)



現状

- 支援制度の認知度について、寡婦は、母子家庭及び父子家庭と比較して、「知らない」と回答した割合が低い傾向にあります。

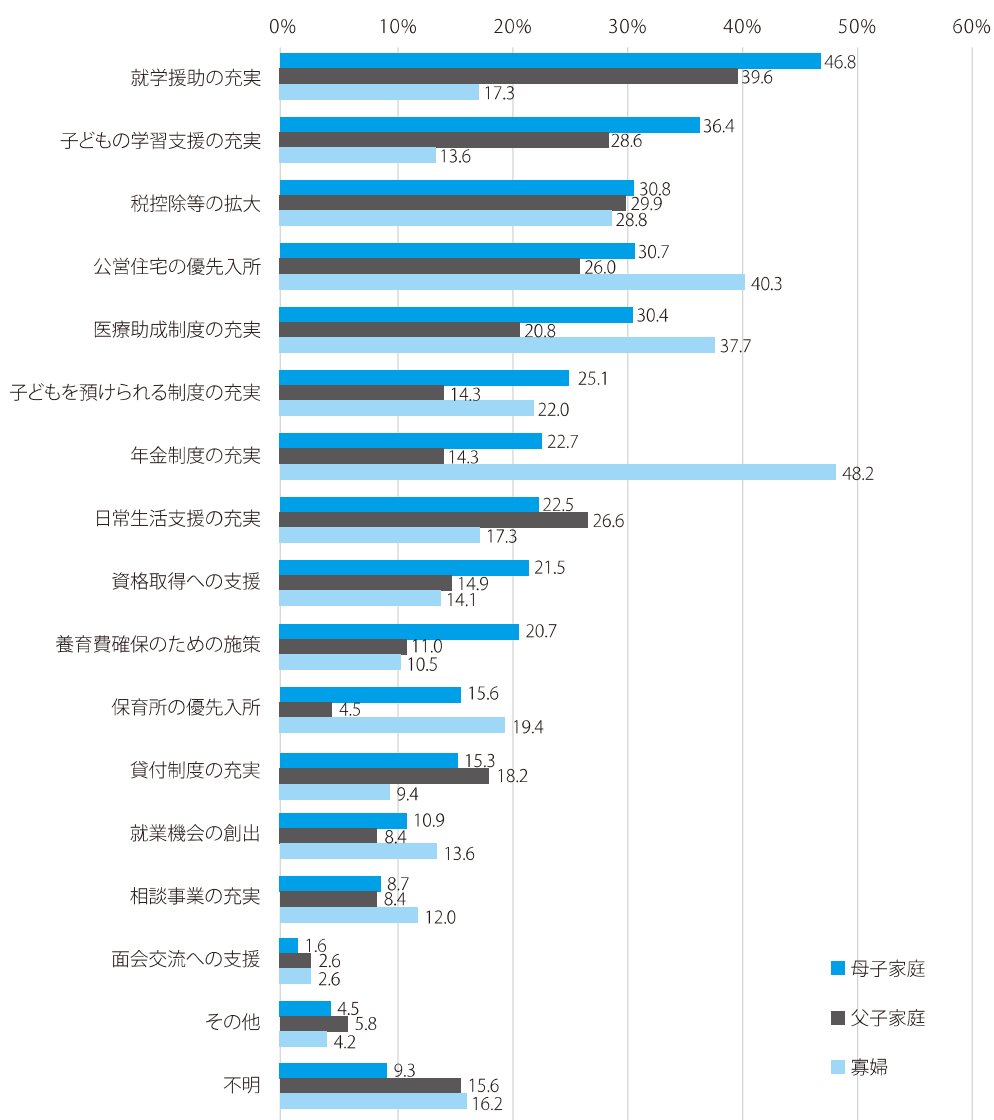
図30 支援制度等の情報収集の手段



現状

- 支援制度等の情報収集の手段について、母子家庭では、「広報さっぽろ」と回答した割合が最も高く、次いで「インターネット検索」、「特にない」となっています。
- 父子家庭では、「特にない」と回答した割合が最も高く、次いで「インターネット検索」、「広報さっぽろ」となっています。
- 寡婦では、「広報さっぽろ」と回答した割合が最も高く、次いで「札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団体」となっています。

図31 充実を望む支援施策



現状

- 充実を望む支援施策について、母子家庭では、「就学援助の充実」と回答した割合が最も高く、次いで「子どもの学習支援の充実」、「税控除等の拡大」となっています。
- 父子家庭では、「就学援助の充実」と回答した割合が最も高く、次いで「税控除等の拡大」、「子どもの学習支援の充実」となっている。
- 寡婦では、「年金制度の充実」と回答した割合が最も高く、次いで「公営住宅の優先入所」、「医療助成制度の充実」となっている。

✓ アンケート調査結果から見えた課題（支援制度等）

- 支援制度の認知度では、多くの制度において、前回調査よりも「知らない」と回答した割合が増えていることから、制度の周知を図る取組が急務となっています（図29-1～図29-3）。
- 支援制度の認知度では、多くの制度において、前回調査よりも「知らない」と回答した割合が増えていることから、制度の周知を図る取組が急務となっています（図29-1～図29-3）。
- 情報収集の手段では、「特にない」という回答が一定割合あり、特に、父子家庭では40%を超えていることから、情報を得やすく、必要としている方に確実に届くような広報を行う必要があります（図29-1～図29-3、図30）。
- 母子家庭及び父子家庭は、「就学援助の充実」や「子どもの学習支援の充実」を望む割合が高く、寡婦では、「年金制度の充実」や「医療助成制度の拡充」を望む割合が高くなっています（図31）。
- 離婚届を提出した際に必要な情報を入手でき、相談ができる仕組みが求められます（検討協議会意見）。

※本章において、100分率等で表示した数値の総数とその内訳が一致しない場合がありますが、これは数値算出の際の端数処理によるものです。

※図11及び図23については、各質問の回答者数(n)を基数とした100分率で表示しています。